

〔表紙〕

特殊資料

第二類

憲法関係

国体明徴に関する各庁の施設

(下札)

国体明徴に関する各庁の施設

目次

- 一、昭和十年八月三日の国体明徴に関する政府声明
- 二、国体明徴に関する施設概要（各省提出の材料を総合したものの）
- 三、昭和十年八月五日の内閣書記官長の発表
- 四、国体明徴に関する各省の施設概要
- 五、朝鮮における国体明徴に関する処置概要
- 六、教学刷新評議会の設置
- 七、憲法学説問題に対する処置と今後の方針
- 八、憲法の教師を辞任した者

九、高等専門学校教員及び生徒主事協議会における松田文部大

臣の訓示

十、各大学における講義の状況

十一、天皇機関説関係著書の処置調

十二、憲法学説問題に関する施設及び処置

十三、国民精神文化研究所の研究並びに事業

十四、東大及び京大における憲法講座調

十五、直轄諸学校における特別講義の状況

十六、国体明徴に関する施設概要

十七、国体明徴に関する処置概要

(附) 伯爵金子堅太郎述

帝国憲法制定の精神

欧米各国学者政治家の評論

(加筆・朱書)
昭和十年八月三日声明

恭シク惟ミルニ、我が国体ハ天孫陽臨ノ際下シ賜ヘル御神勅

ニ依リ昭示セラルル所ニシテ、万世一系ノ天皇国ヲ統治シ給

ヒ、宝祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ。サレバ憲法発布ノ御上諭

ニ「国家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フ

ル所ナリ」ト宣ヒ、憲法第一条ニハ「大日本帝国ハ万世一系

ノ天皇之ヲ統治ス」ト明示シ給フ。即チ大日本帝国統治ノ大

権ハ儼トシテ天皇ニ存スルコト明ナリ。若シ夫レ統治権ガ天

皇ニ存セスシテ天皇ハ之ヲ行使スル為ノ機関ナリト為スガ如

キハ、是レ全ク万邦無比ナル我が国体ノ本義ヲ愆ルモノナ

(注記1)

リ。近時憲法学説ヲ繞リ国体ノ本義ニ関聯シテ兎角ノ論議ヲ
見ルニ至レルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘズ。政府ハ愈々国体ノ明徴ニ
力ヲ効シ其ノ精華ヲ發揚センコトヲ期ス。乃チ茲ニ意ノ在ル
所ヲ述ベテ広ク各方面ノ協力ヲ希望ス。

(中略)

(中表紙)

国体明徴ニ関スル各省施設

(注記2)

(中略)

国体明徴ニ関スル処置対策ト今後ノ施設

一、処置対策

1. 本年四月十日帝国大学総長、官立大学長、高等師範学校

長、直轄諸学校長、公私立大学専門学校及高等学校長、北

海道長官、府県知事ニ対シ国体明徴ニ関シ訓令ヲ發ス

2. 訓令ノ趣旨ヲ徹底セシムル為ニ特ニ関係帝国大学総長、

官立大学長ヲ招致シ注意ヲ促シタリ

3. 学校長、地方長官其ノ他各種ノ會議ニ於テ国体明徴ニ関

シ訓示スルト共ニ之ガ具体策ニ就キ研究セシム

4. 学校長會議ノ席上ニ於テ三大節ニハ憲法発布ノ勅語及憲

法上諭ヲモ奉読シ憲法ノ真精神ヲ体得セシムルヤウ指示シ

タリ

5. 法制経済ノ教科書中本問題ニ関聯シ不適當ナリト思料シタルモノニ対シテハ使用セシメザルコトトセリ

6. 七月十五日ヨリ十九日ニ亘ル五日間高等学校、専門学校法制修身担任教員及大学、高等学校、専門学校学生生徒主事(約二八〇名)ヲ招集シ本省会議室ニ於テ憲法講習会ヲ、七月二十日同協議会ヲ開催シタリ(出席者約一八〇名)

講習会ノ講演題目及講師名左ノ如シ

日本国体 広島文理科大学教授文学博士 西 晋一郎

帝国憲法の歴史的基礎 京都帝国大学教授法学博士 牧 健二

帝国憲法制定の精神 枢密顧問官 金子堅太郎

欧米各国学者、政治家の評論

帝国憲法の根本義 東京帝国大学名誉教授法学博士 寛 克彦

最近に於ける国家学説 国民精神文化研究所員 大串兎代夫

又協議会ニ於テハ協議事項「法制経済科並修身科ノ教授内容ヲシテ一層国体明徴ノ効果ヲ挙ケシムル方法」ヲ中心トシ種々協議ヲナシタリ

尚会期中幕末ヨリ明治二十三年国会開設ニ至ルマデノ議會及憲法ニ関スル図書約百五十種ヲ陳列シ展観ニ供シタリ

二、今後ノ施設

1. 直轄諸学校ニ於ケル特別講義等ヲシテ国体明徴ノ趣旨ヲ徹底セシムルニ遺憾ナカラシメントス

2. 憲法講習会ニ於ケル講演ヲ小冊子トシテ作成頒布セントス

ス

3. 今後行フベキ本省主催ノ講習会ニシテ関係アルモノヲ挙グレバ左ノ如シ(別紙)

名称	内容要旨	期日	場所	講習員	人員
国民精神文化講習会	国体ノ明徴 日本精神ノ徹底	四週間以上	全国各道府県 各一ヶ所	青年学校、小学校 教員	約三〇
思想問題講習会	国体ノ明徴 日本精神ノ徹底	三日間(約十 五時間以上)	全国各道府県 各一ヶ所乃至 数ヶ所	中等学校、青年学 校、小学校長、教 職員、青少年団指 導者	
時局封策講演協議会	時局ノ真相ヲ明 ニシ国民的信念 ノ透徹ヲ図ル	各二日間	山形市 千葉市 長野市 富山市 静岡市 大津市 岡山市 高崎市 長崎市 鹿児島市	官吏、社会教育関 係者 宗道家其ノ他	一ヶ所 七〇〇
時局講習会	国体ノ明徴 国民精神ノ作興	各一日間	東京市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市	一般大衆	
公民教育講習会	国体明徴、公民 科教授要目	七月廿五日ヨリ 八月一日マデ	札幌 北海道帝大	中等学校長、教員 小学校長	二〇〇

鉄道省 鉄道教習所

庁府県 警察教習所

朝鮮総督府 警察官講習所

2、定例講習会ノ例

内閣 統計講習会

大蔵省 税務講習会

関税講習会

専売局行政科講習

海軍省 思想講習

商工省 度量衡講習会

通信省 現業員修養講習会

簡易生命保険
郵便年金事務講習会

一、随時講習会講話会等ノ開催

1、職員修養講話会

各省ニ於テ部内職員ノ為ニ随時修養講話会ヲ開キ
職員ノ修養、精神作興ニ資シツアルヲ以テ、其
ノ機会ヲ利用シ特ニ国体明徴ニ努メシム。

(註) 例

外務省 臨時講習会

海軍省 地方巡回講演

通信省 修養講話会

鉄道省 長主任講習会

東鉄講習会

修養団講習会 (工場従事員)

報徳会講習会 (工場従事員)

2、教育、教化関係者等ニ対スル講習会

学校教員、社会教育関係者、教化団体指導者等ニ
対シテハ其ノ職員ニ顧ミ特ニ国体觀念ヲ涵養シ国
体ヲ明徴ナラシムルヲ要スベキヲ以テ、随時講習
会ヲ開催ス。

(註) 例

文部省

憲法講習会 (高等学校、専門学校、
法制修身担任者大
学、高等学校、専門
学校学生生徒主事)

精神文化講習会 (青年学校
小学校教員)

思想問題講習会 (教職員、青
年団指導者)

時局対策講演協議会 (官吏、
社会教育関係者)

公民教育講習会 (中等学校
長、教員、小学校長)

視学講習会 (視学学務関係
者)

実業学校教員夏期講習会 (農
業学校長、教頭)

業学校長、教頭)

業学校長、教頭)

者)

実業学校教員夏期講習会 (農
業学校長、教頭)

業学校長、教頭)

業学校長、教頭)

3、一般大衆ニ対スル講習会

一般大衆ニ対シ国体觀念ヲ涵養シ明徴ナラシムル
目的ヲ以テ随時講習会ヲ開ク。

(註) 例

文部省 時局講習会 (於六大都市)

尚官庁ノ直接主催ニ非ザルモ其ノ後援ニヨリ団体主催ニテ開クモノアリ、例ヘバ

国体明徴講習会

主催 皇典講究所、国学院大学、官幣大社多賀神社
後援 滋賀県学務部、同神職会、同教育会

一、訓令訓示

1、文部内閣訓令 昭和十年四月十日帝国大学総長、官

立大学長、高等師範学校長、直轄諸学校長、公私

立大学専門学校及高等学校長、北海道庁長官、府

県知事ニ対シ国体明徴ニ関シ訓令ヲ発ス。

2、訓示

(イ) 地方長官会議ニ於テ内閣総理大臣及内務大臣、

文部大臣ヨリ訓示スル所アリ。

(ロ) 師団長会同ノ際陸軍大臣ヨリ訓示シ、軍隊一般

ニ対シテハ教育総監ヨリ訓示ヲ与フ。

(ハ) 各鎮守府等ノ参謀長会議ノ際海軍次官ヨリ国体

明徴ニ関シ指導方口述ス。

(ニ) 学校長会議ニ於テ文部大臣ヨリ訓示スル所アリ。

一、資料ノ作成配付

国体明徴ニ関スル資料ヲ作成シテ配付シ教養ニ資セシ

ム。

(註) 例

1、海軍省ニ於テハ思想研究資料トシテ刊行セルモノノ中ニ国体明徴ヲ主題トスルモノヲ入ル。

2、文部省ニテハ憲法講習会ニ於ケル講演ヲ小冊子トシテ作成頒布セントス。

一、其ノ他

1、外務省ニ於テハ

(イ) 巡閱使ノ在外公館巡閱ニ際シ在外使臣ノ注意ヲ喚起セシム。

(ロ) 本省職員ヲシテ国体觀念ノ涵養ニ資スル場所ノ見学旅行ヲ行ハシム。

2、文部省ニ於テハ

(イ) 憲法発布ノ勅語及憲法上諭ヲ奉読シ憲法ノ真精神ヲ体得セシムル様指示ス。

(ロ) 法制経済ノ教科書中国体明徴ニ関シ不適當ナリト思科シタルモノニ対シテハ使用セシメザルコトトス。

(ハ) 直轄諸学校ニ於ケル特別講義等ヲシテ国体明徴ノ趣旨ヲ徹底セシムルニ遺憾ナカラシメントス。

(昭和一〇、八、一調)

秘

一、出版出ノ取締

出版物ノ取締ニ付テ意ヲ用ヒ、国体ノ本義ニ背戻スルモノニ対シ、条規ニ照シ夫々措置シツツアリ。

(註) 1、当局ノ下命又ハ注意ニ依ルモノ

禁止 三、絶版 六、改訂 五、計 一四

2、著者ノ発意ニ依ルモノ

絶版 一、改訂 三、計 四

(参考)

機関説反対ノ為ニ引用シテ処分トナリタルモノ

(新聞、雑誌、単行本ヲ通ジ)

禁止 一一、削除 一二、注意 五四、計 八七

(加筆、朱書)
〔十年八月五日勳長発表〕

一、各省ニハ其ノ所管事務中之ガ修習ノ為ニスル常設ノ講習所

(例ヘバ内務省ノ警察講習所、通信省ノ通信官吏練習所)

又ハ定例ノ各種講習会(例ヘバ内閣ノ統計講習会、大蔵省ノ稅務講習会)存スルヲ以テ、其ノ機会ヲ利用シ、既定講

義科目中ニ於テ又ハ臨時講演トシテ国体明徴ニ努メシム。

殊ニ講義科目中ニ憲法ノ存スル場合ニ在リテハ、講師ノ選任教科書ノ選択等ニ意ヲ用ヒ、講説苟モ国体ノ本義ニ反スルコトナカラシメ進ンデ国体明徴ニ努メシム。

一、各省ニ於テ部内職員ノ為ニ随時修養講話会ヲ開キ職員ノ修

養、精神振興ニ資シツツアルヲ以テ(例ヘバ通信省ノ修養

講話会、鉄道局ノ長主任講習会)、其ノ機会ヲ利用シ特ニ

国体明徴ニ努メシム。殊ニ学校教員、社会教育関係者、教化国体指導者等ニ対シテハ其ノ職責ニ顧ミ特ニ国体觀念ヲ

涵養シ国体ヲ明徴ナラシムルヲ要スベキヲ以テ、随時講習

会ヲ開催ス。例ヘバ文部省ノ憲法講習会(高等学校、専門学校

大学、高等学校、専門学校学生生徒主事)、公民教育講習会(中等学校長、教員、

小学校長)、視学講習会(視学学務関係者)、実業学校教員

夏期講習会(農業学校長、教頭)等ノ如シ。又一般大衆ニ

対シ国体觀念ヲ涵養シ国体ヲ明徴ナラシムル目的ヲ以テ随

時講習会ヲ開ク。例ヘバ文部省ノ時局講習会(於六大都

市)ノ如シ。

一、文部大臣ハ昭和十年四月十日帝国大学総長、官立大学長、

高等師範学校長、直轄諸学校長、公私立大学専門学校及高

等学校長、北海道庁長官、府県知事ニ対シ国体明徴ニ関シ

訓令ヲ発シ、地方長官會議、学校長會議等ノ機会ニ於テ訓

示スル所アリ。

一、国体明徴ニ関スル資料ヲ作成シテ之ヲ配付シ教養ニ資セシ

ム。

文部省ニ於テハ先般開催ノ憲法講習会ニ於ケル講演ヲ小冊

子トシテ作成頒布ノ見込ナリ。

一、其ノ他外務省ニ於テハ巡閱使ノ在外公館巡閱ニ際シ在外使

臣ノ注意ヲ喚起セシメ、又本省職員ヲシテ国体觀念ノ涵養

ニ資スル場所ヘノ旅行ヲ行ハシム。文部省ニ於テハ憲法発

布ノ勅語及憲法上諭ヲ奉讀シ憲法ノ真精神ヲ体得セシムル

様指示シ、法制經濟ノ教科書中国体明徴ニ関シ不適當ナリト思料シタルモノニ対シテハ使用セシメザルコトトシ、直轄諸学校ニ於ケル特別講義等ヲシテ益々国体明徴ノ趣旨ヲ徹底セシムルニ遺憾ナカラシム。

〔中表紙〕

(注記3)

昭和十年十月

朝鮮ニ於ケル国体明徴ニ関スル処置概要

(注記4)

一、文部省ニ於テハ方今内外ノ情勢ニ稽ヘ昭和十年四月十日文部省訓令第四号ヲ以テ北海道庁長官、各府県知事、帝国大学総長、官立大学長、高等師範学校長、直轄諸学校長、公立大学専門学校及高等学校長ニ対シ国体ノ本義ヲ明徴ナラシムル為訓令ヲ發シタリ朝鮮ニ於テモ之等ノ事情ニ鑑ミ別紙ノ通訓令シ益々建國ノ大義ニ基キ日本精神ヲ作興セシメ以テ国民的教養ノ完成ヲ期シタリ

朝鮮總督府訓令第十四号

道 知 事

京城帝国大学総長

官 立 学 校 長

公私立専門学校長

方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ刻下ノ急務ハ実ニ建國ノ大義ニ基キ日本精神ヲ作興シ国民的教養ノ完成ヲ期シ由テ以テ国本ヲ不拔

ニ培フニ在リ我ガ尊嚴ナル国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ニ基キテ教育ノ刷新ト振作トヲ図リ以テ民心ノ嚮フ所ヲ明ニスルハ文教ニ於テ喫緊ノ要務トスル所ナリ此ノ非常ノ時局ニ際シ教育及學術ニ関与スル者ハ真ニ其ノ責任ノ重且大ナルヲ自覺シ叙上ノ趣旨ヲ体シ苟モ国体ノ本義ニ疑惑ヲ生ゼシムルガ如キ言説ハ嚴ニ之ヲ戒メ常ニ其ノ精華ノ發揚ヲ念トシ之ニ由テ自己ノ研鑽ニ努メ子弟ノ教養ニ励ミ以テ其ノ任務ヲ達成センコトヲ期スベシ

昭和十年四月十六日

朝鮮總督 宇垣一成

二、天皇機関説ヲ講述スル教授等ノ調査

昭和十年三月十五日附拓務省朝鮮部長ヨリ学務局長宛照会ニ依リ管下大学及直轄諸学校ニ対シ該学説講述者ノ有無及現在之ニ関シ問題トナリヲレルヤ否ヤニ就キ調査シタル処該当ノ者ナシ(別紙参照)

追テ本件ニ就テハ三月二十二日附拓務省朝鮮部長宛回答シタリ

憲法講座担任者調査表 (昭和十年三月現在)

学 校 名	担任講座	担任者官職氏名	備 考
京城帝国大学	憲法、行政法 (第二)	教授松岡修太郎	東京帝大政治科
同	同	清宮四郎	同
同	國際法	同 泉 哲	スタンフォード大学 政治学科
京城法学専門学校	憲法、行政法	同 園部 敏	東京帝大独法科

同	国際法	同	車田 篤	東京帝大法科、政治科
京城高工業学校	法学通論	同	兼安鱗太郎	京都帝大法科
水原高等農林学校	同	助教授齋藤嘉榮		東京帝大法科

三、天皇機関説問題ニ関聯シ図書類ノ行政処分ノ状況

本問題ニ関聯スル図書類ノ行政処分ニ就テハ拓務省ニ合議シ之ヲ決スルコトトナリ居リ現在迄朝鮮ニ於ケル発行ノモノニ対シ之ガ処分ヲ為シタルモノ一件モナシ
内地ニ於テ本問題ニ関聯シ警視庁ヨリ行政処分手配通知アリタル左記図書ニ就テハ夫々処分手配済

処分年月日	著 書 名	著 作 者	発 行 所
一〇、四、九	憲法撮要	美濃部達吉	有斐閣
〃	日本憲法ノ基本主義	〃	日本評論社
〃四、一〇	逐条憲法精義	〃	有斐閣
〃六、六	憲法ノ本質		白楊社

尚内地ニ於テ頒布サレントシタルパンフレット、ピラ等ニシテ処分方手配アリタルモノ数件アルモ右ハ鮮内ニ流布サレタル形跡ナシ鮮内ニ於テ之等問題ニ関シ頒布セントシタルパンフレット、ピラ等一件モナシ

(抹消) (訓令案)

教学刷新評議会(抹消) (規程) (加筆) (官制)

(注記5) 第一条 教学刷新評議会ハ文部大臣ノ監督ニ属シ其ノ諮問ニ応シテ教学ノ刷新振興ニ関スル事項ヲ調査審議ス

(加筆) 教学刷新評議会ハ前項ノ事項ニ付文部大臣ニ建議スルコトヲ得

第二条 教学刷新評議会ハ会長(一人)及委員(六十五名)(六十人)以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ調査審議スル為必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第三条 会長ハ文部大臣ヲ以テ之ニ充ツ

委員及臨時委員ハ文部大臣(抹消)之ヲ命シ又ハ囑託ス(加筆) (ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ス)

第四条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ文部大臣ノ指名(抹消) (ス) (加筆) ル委員其ノ職務ヲ代理ス

(注記6) 第五条 文部大臣ハ必要ニ依リ(加筆) 又ハ会長ノ請求アルトキハ文部省高等官其ノ他適當ト認ムル者ヲシテ会議ニ出席シ意見ヲ陳述セシムルコトヲ得

第六条 教学刷新評議会ノ議事ニ関スル規則ハ文部大臣之ヲ定ム

第七条 教学刷新評議会ニ幹事(抹消) (若干名)ヲ置ク文部大臣(加筆) (ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ)之ヲ命ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第八条 教学刷新評議会ニ書記(抹消) (若干名)ヲ置ク文部大臣之ヲ命

(加筆) [昭和十年十一月十六日付十八日公布] 勅令第三〇七号

ス

書記ハ会長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

(加筆)

理由書

国体観念、日本精神ヲ根本トシテ現下我国ノ学問、教育刷新ノ方途ヲ講シ文政上必要ナル方針ト主ナル事項トヲ決定シ以テ其ノ振興ヲ図ランガ為ニ新ニ教学刷新評議會ヲ設置スル必要アルニ由ル

(文部大臣裁定案)

教学刷新評議會議事規則

第一条 會議ハ会長之ヲ招集ス

第二条 会長ハ會議ノ議長ト為リ議事ヲ整理ス

第三条 會議ハ会長、委員及臨時委員ヲ合セ其ノ半数以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス 但シ予メ議決ヲ經タル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第四条 議席ハ予メ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム 但シ臨時委員ノ席次ハ委員長ノ次トス

第五条 會議ハ公開セス

第六条 發言セントスル者ハ議長ノ許可ヲ受クヘシ

第七条 議事ハ出席ノ委員及臨時委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス

可決同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第八条 会長必要ト認ムルトキハ委員及臨時委員ノ中ヨリ特別

委員ヲ選定シ審査ヲ為サシムルコトヲ得

第九条 特別委員ヲ以テ特別委員会ヲ組織シ特別委員ノ互選ヲ

以テ委員長ヲ置ク

特別委員長ハ審査ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ

特別委員会ニハ本則ノ規定ヲ準用ス

教学刷新評議會設置ノ趣旨

現下我が国ニ於ケル学問、教育ノ実情ヲ見ルニ、明治以来輸入セラレタル西洋ノ思想文化ニシテ未ダ十分咀嚼セラレザルモノヲ含ミ、之ガタメニ国体観念、日本精神ノ透徹全カラザルモノアリ。近時学問ニ関スル諸種ノ問題或ハ教育ニ関スル改善ノ要望ニシテ、其ノ主タル理由ヲコノ点ニ置クモノノ寡カラザルハ、其ノ所以ナシトセザルナリ。

今之ヲ我が国文化ノ歴史ニ見ルニ、儒仏ニ教ノ如キモ我が国体、日本精神ノ下ニ醇化セラレ、純然タル日本の教学トナリテ我が国精神文化ノ發展ニ貢献シタル所極メテ大ナルモノアリ。今ヤ時勢ニ鑑ミ、真ニ国礎ヲ培養シ日本人ヲ鍊成スベキ独自ノ学問、教育ノ發展ヲ図ランガ為ニ、多年輸入セラレタル西洋ノ思想、文化ノ弊トスル所ヲ芟除スルト共ニ其ノ長トスル所ヲ撰取シ以テ日本文化ノ創造發展ニ努ムルハ、正ニ喫緊ノ要務ト謂ハザルベカラズ。即コ、ニ有力ナル学者、教育家、有識者ヲ集メテ新ニ教学刷新評議會ヲ設置シ、叙上ノ趣旨達成ノ為文政上必要ナル方針ト主ナル事項トヲ決定シ、之ニ依ツテ教学改善ノ歩ヲ進メントスル所以ナリ。

本評議會ハ、右ノ趣旨ノ下ニ国体ノ真義ヲ明徴ニシ、日本精神

ト西洋思想トノ本質上ノ差異ヲ判別シ、之ヲ基礎トシテ現下ノ学問、教育ノ實際ヲ検討シ、一面現下広ク浸潤スル西洋個人主義思想及ビ之ヨリ生ズル弊竇ヲ審カニスルト共ニ、他面ニ於テハ近時ノ西洋国家主義思想ヲ批判シテ其ノ模倣ヲ戒メ、以テ徒ラニ外来思想ニ追隨スルノ弊ヲ排除スルニ努メントス。之ヲ要スルニ、本評議會ハ、時勢ニ照シ、国体觀念、日本精神ヲ根本トシテ学問、教育刷新ノ方途ヲ議シ、以テ宏大ニシテ中正ナル我が国本来ノ道ヲ確立シ、外来文化摂取ノ精神ヲ明瞭ナラシメ、益々我が国教学發展振興ヲ図ラントスルモノナリ。

教学刷新評議會ノ議題予定(未定稿)

学問ニ関スル事項

一、我国体、日本精神ノ本義ノ闡明及之ト西洋国家、西洋思想ノ本質トノ差異ノ確認

一、我国学問ノ根本原理トシテノ国体觀念及日本精神

一、現下我国学問ノ精神及内容

一、学問刷新ニ関スル方針及具体的事項

教育ニ関スル事項

一、教育勅語ノ本義ノ真ノ徹底

一、智識偏重及誤レル自由ノ教育ト真ノ日本人鍊成ノ教育

一、教育ノ功利化ノ是正ト教育ニ於ケル価値ノ確立

一、教育刷新ニ関スル方針及具体的事項

憲法学説問題ニ対スル処置ト今後ノ方針

一、処置

1. 本年四月十日帝国大学総長、官立大学長、高等師範学校長、直轄諸学校長、公私立大学専門学校及高等学校長、北海道庁長官、府県知事ニ対シ国体明徴ニ関シ訓令ヲ発ス

2. 訓令ノ趣旨ヲ徹底セシム為ニ特ニ関係帝国大学総長、官立大学長ヲ招致シ注意ヲ促シタ^(加筆)結果今日ニ於テハ各学校ニ於テ機関説ヲ講ズルモノナキニ至レリ

3. 学校長、地方長官其ノ他各種ノ会議ニ於テ国体明徴ニ関シ訓示スルト共ニ之方具体策ニ就キ研究セシム

4. 学校長会議ノ席上ニ於テ三大節ニハ憲法発布ノ勅語及憲法上諭ヲモ奉讀シ憲法ノ真精神ヲ体得セシムルヤウ指示シタリ

5. 法制經濟ノ教科書中本問題ニ関連シ不適當ナリト思料シタルモノニ対シテハ使用ヲ禁止シタリ

(小松泰馬著「法律学概論」)

野村信孝著「法制經濟大意」

二、今後ノ方針

1. 学校ニ於ケル講義、教職員ノ著書等ニ付テハ訓令ノ趣旨ニ副フヤウ十分ニ留意ヲナシ必要アレバ其ノ都度適當ナル処置ヲ講ゼントス

2. 日本国体ノ本義、憲法制定ノ由来、帝国憲法ノ根本義ヲ闡明ナラシメル為ニ学者等ニ依頼シテ小冊子ヲ作成頒

(注記7)

布セントス

- 3. 訓令ノ趣旨ヲ徹底セシムル為ニ各種ノ会議ニ於テ訓示又ハ指示シ又国民精神文化講習会〔^{加筆}〕各府県ニ於テ中等学校、小学校教員ヲ集メ日本精神ノ真義ヲ明ラカナラシムル為ニ開催〔^{加筆}〕其ノ他各種ノ講習会等ニ於テ講演セシム
- 4. 法制経済科ノ担任教授ヲ招集シ講習会ヲ開催スルト共ニ国体明徴ニ関シテ研究セシメントス

憲法ノ教師ヲ辞任シタル者

(注記8)

- 東京商科大学講師 美濃部達吉
 - 早稲田大学講師
 - 中央大学講師
 - 神戸商業大学講師 佐々木惣一
 - 大阪商科大学講師
 - 関西大学講師 森口繁治
 - 立命館大学講師
- (参考)
- 憲法担当ヲ他ノ学科担当ニ変更サレタル者
 - 京都帝国大学教授 渡辺宗太郎
 - 関西大学教授 吉田一枝

◎法制経済科、修身担任教員及学生生徒主事協議会ニ於ケル

(注記9)

協議内容

- 一、大臣訓示(別紙)
- 一、協議

(一)協議事項

法制経済科並修身科ノ教授内容ヲシテ一層国体明徴ノ効果ヲ挙ケシムル方法如何

(二)協議ノ結果

本協議会ハ憲法講習会ノ後ヲ受ケ各教授皆大イニ感スル所アリ競フテ各種ノ論議出テ学問的、教育的ニ得ル所極メテ大ナルモノアリ而シテ協議ハ特ニ自由発表ノ形式ヲトリ決議等ハ之ヲ為サス依テ協議ノ結果ノ大要ヲ示セバ左ノ如シ

〔^{抹消}〕〕法制科特ニ憲法ノ講義ニ於テハ憲法発布ノ際ニ於ケル御告文、勅語、上諭ヲ明ニシ〔^{加筆}〕之ヲ

基トシテ講義スルヲ要ス〔^{加筆}〕

〔^{抹消}〕〕今後ハ教師自ラ一層国史ノ研究ヲ十分ニシ

〔^{加筆}〕〕以テ我が国体ノ真義ヲ体得スルニ努ムルヲ要ス〔^{加筆}〕

〔^{抹消}〕〕国体ノ明徴ハ我が歴史ノ正シキ認識ヲ基ト

スルヲ以テ文科方面ニ於テハ勿論理科方面ニ於テモ特ニ国史ノ真髓ヲ理解セシムルニ一層力ヲ尽ササルベカラズ〔^{加筆}〕

〔^{抹消}〕〕諸外国ノソレト比較研究スルコトニ依リ一

層我が国ノ尊嚴ヲ把握セシムルコト大切ナリ〔^{加筆}〕

(抹消)
(加筆)

〔五〕(加筆) 国体ノ明徴ヲ期スルニハ智育偏重ヲ排シテ
德育ニ重キヲ置キ理論ヨリモ実践ノ指導ニ努ムル
ヲ要ス(加筆)

〔中表紙〕

昭和十年七月二十日

高等専門学校法制、修身担任教員及大学、
高等専門学校学生生徒主事協議会ニ於ケル

松田文部大臣訓示要領

(注記10)

担任ノ教師諸君及学生生徒主事諸君ノ参集ヲ求メテ茲ニ協議会
ヲ開催シ一言所懐ヲ述ブル機会ヲ得マシタコトハ私ノ最モ欣快
トスル所デアリマス各位ハ平素法制経済科、修身科等重要ナル
教科ヲ担任セラレ又一般ニ学生生徒ノ指導訓育ノ要衝ニ当ラレ
日夜学生生徒ノ人格ノ陶冶知識ノ啓発ニ尽瘁セラレテ居ルコト
ニ就テハ私ハ此ノ機会ニ於テ深甚ナル感謝ノ意ヲ表シ度イト思
ヒマス。各位ノ平素ヨリノ勉励努力ト其ノ人格識見トハ必ズヤ
学生生徒ノ薰陶上相当ナル実績ヲ挙げ居ラルルコトト確信スル
ノデアリマス。

諸君ノ熟知セラルル如ク曾テ我が国ニ於テハ極左思想ノ旺盛ニ
伴ツテ思想問題起リ、又滿洲事変以來国家主義運動ノ勃興ト共
ニ各種ノ事件ノ惹起ヲ見、相俟ツテ社会思想ノ動搖ハ深刻ナル
モノガアルノデアリマス。即今ヤコノ事態ハ国民ノ解決ヲ要ス
ル緊急ナル問題トナツテ居ルノデアリマス。而シテ此ノ問題ニ

対シテハ一面ニ於テ必要ナル指導啓発ノ方策ヲ講ズルト共ニ他
面其ノ根本対策トシテ各大学、各学校ニ於ケル教授、訓育ノ内
容ニ向ツテ大イニ刷新ヲ加フル所ガナケレバナラヌノデアリマ
ス。而シテ斯ノ如キ改善ノ根本ガ実ニ我が国体ニ存シ日本精神
ニ含マルルコトハ言ヲ俟タナイ所デアリマス。即一ニ金甌無欠
ナル我が国体ヲ明徴ニスルコトニ懸ツテ居ルノデアリマシテ当
面ノ諸問題モ亦之ニ依ツテ打開セラルベキデアリマス。

惟フニ明治以來久シキニ亘ツテ輸入セラレタル西洋文化ハ深く
広く国民ノ思想文化ノ中ニ浸透シ極メテ鞏固ナル根柢ヲナシテ
居ルノデアリマス。従ツテ所謂日本精神ノ本義ヲ明ニシ国体ノ
真諦ヲ詳カニスルニハ此等ノ西洋思想ノ實質ヲ検討シ日本精神
ニ照シテ其ノ誤ヲ匡シ或ハ之ヲ排除シ或ハ之ヲ醇化攝取スベキ
デアリマス。斯ノ如キ方法コソ現下最モ緊要ト然ルニ斯カル徹
底シタル見解ナクシテ唯国体ノ明徴ヲ説クモ十分ノ効果ヲ挙げ
ルコトハ困難デアルト信ズルノデアリマス。

申ス迄モナク国体ノ精華、日本精神ノ真義ハ教育ニ関スル勅語
ニ明示セラルル所デアリマシテ我が国ノ教育ト學問トハ一ニ斯
ノ聖旨ヲ以テ大本トスベキデアリマス。然ルニ徒ラニ西洋ノ理
論ヘノ迎合ヲ事トスル所ニアラユル誤謬ヲ生ジ思想ノ動搖不安
モ亦起ルノデアリマス。

凡ソ教育、學問ニ携ハル者ハ深ク此ノ点ヲ反省スベキデアリマ
ス。即我が国教育學問ノ要諦ハ一ニ教育ニ関スル勅語ヲ以テ基
本トシ確固タル信念ヲ以テ操守ヲ失ハズ克ク外国ノ思想文化ヲ
咀嚼スル所ニ在ルノデアリマス。斯ノ如クシテ初メテ我が国独

発表等改善ノ跡著シ〔抹消〕〔加筆〕

(註) 各大学ニ於ケル憲法講義ノ状況左ノ如シ。

東京帝国大学 教授宮沢俊義ハ昭和十年度「憲法講義

案ニ於テ〔八〕其ノ内容ヲ改訂削除シ、現在機関説ノ

講義ヲナシ居ラズ。「憲法義解」ノ説明ヲ各所ニ引
用ス。

京都帝国大学 憲法担当教授ヲ代ヘ、〔加筆〕黒田〔抹消〕

〔加筆〕ノ担任ト〔ス〕〔シタルガ〕同教授ハ天皇ト国家

トノ間ニ機関係ナルモノ存セズト為ス。前担当教
授渡辺宗太郎ノ昭和九年度プリントハ自発的ニ絶版
セリ。

東北帝国大学 教授佐藤丑次郎ハ従来通り天皇主体説

ニ依ル講義ヲ行ヒ居レリ。

九州帝国大学 法文学部長ハ今後機関ノ字句ヲ抹殺シ

主体説ヲ以テ之ニ代フルコトヲ言明シ、教授河村又

介ハ井上密講述「大日本帝国憲法講義」(主体説)

ニ準拠シ講義シ居レリ。

東京商科大学 講師美濃部達吉辭職。

神戸商業大学 講師佐々木惣一憲法講座ヲ休講シ、同

人ハ辭職セリ。

大阪商科大学 講師森口繁治辭職。

関西学院大学 教授中島重ハ自発的ニ爾今機関説ヲ講

義セザルコトヲ学校当局ニ申出デ、著書「日本憲法

論」ヲ自発的ニ絶版トス

早稲田大学 教授中野登美雄ハ所説著シク改善〔抹消〕ノ跡

ヲ認メラレ、〔加筆〕〔抹消〕〔加筆〕ノ跡ヲ認メラレ、本〔学〕年

〔抹消〕〔加筆〕於テハ講義ノ参考書トシテ「憲法義解」ヲ

選定セリ。講師美濃部達吉辭職。

明治大学 〔加筆〕教授会ニ於テ機関説ノ講義ヲ行ハシメザ

ルコトニ決定シ、講師野村淳治、教授竹内雄ハ之ニ

基キ講義シ居レリ。講師野村信孝ハ著書「改訂憲法

大綱」ヲ更ニ改訂シ機関ナル字句ヲ削除シテ改説セ

リ。

関西大学 教授吉田一枝ハ改説シ、昨年ノ著「日本憲

法講義案」ハ之ヲ改訂シ旧版ハ絶版トス。講師森口

繁治ハ辭職ス。

慶応義塾大学 教授浅井清ハ著書「憲法学概論」「法

学的国家論」「日本憲法講話」ヲ絶版トス。

上智大学 教授中村進午ハ〔学〕校〕当局ニ対シ機関説反

對ノ旨明言セリ。

立教大学 教授中村進午ハ〔学〕校〕当局ニ対シ機関説反對

ノ旨明言セリ。

中央大学 大学理事会ニ於テ今後美濃部博士ノ憲法論

ハ絶対ニ採用セザルコトヲ決議セリ。講師美濃部達

吉辭職〔セリ〕〔加筆〕

立命館大学 講師森口繁治辭職。

○各大学ニ於ケル講義ノ状況
東京帝国大学

教授宮澤俊義ハ昭和十年度「憲法講義案」ニ於テハ其ノ内容ヲ改訂削除シ現在機関説ノ講義ハナシ居ラス〔加筆〕、即チ天皇ニ関シテハ機関ナル文字ヲ用ヒス又国家法人説、統治権ノ主体等ニ関シテハ之ニ触レス〔加筆〕全般ニ亘ツテ「憲法義解」ノ説明ヲ各所ニ引用ス

京都帝国大学

教授渡邊宗太郎ハ四月ヨリ憲法講座担当ヲ免セラレ行政法講座ヲ担当ス、其ノ後任ハ教授黒田覺ナリ、同教授ハ憲法ノ根柢ハ其ノ国ノ政治的性格ノ中ニ求メラルヘキテアリ我カ憲法ノ基礎ハ歴史的事実ニ由来スルヲ説キ〔加筆〕天皇ハ国家機構ノ全体統一ノ中心テアリ〔加筆〕天皇ト国家トノ間ニハ所謂機関関係ナルモノ存セストナス、尚渡邊教授ノ昭和九年度プリントハ自発的ニ絶版セリ

東北帝国大学

教授佐藤丑次郎ハ従来通り天皇主体説ニ依ル講義ヲ行ヒ居レリ

九州帝国大学

一、本年四月三田村法文学部長ハ大臣ヲ訪問、今後機関ノ字句ヲ抹殺シ主体説ヲ以テ之ニ代フルコトヲ言明セリ
二、教授河村又介ハ現在井上密講述「大日本帝国憲法講義」(主体説)ニ準拠シ講義シ居レリ

東京商科大学

講師美濃部達吉ハ四月十六日講師ノ職ヲ辞シタリ
神戸商業大学

五月九日教授会ヲ開催シテ講師佐々木惣一担任ノ憲法講座ヲ休講シ尚同講師ハ職ヲ辞シタリ

大阪商科大学

講師森口繁治ハ三月末講師ノ職ヲ辞シタリ

関西学院大学

教授中島重ハ本年四月下旬頃自発的ニ爾今機関説ヲ講義セサルコトヲ学校当局ニ申出タリ、尚著書「日本憲法論」ハ自発的ニ絶版セリ

早稲田大学

一、教授中野登美雄ハ本年五月発行中央公論所載ノ論文「憲法学説と政治と世界観」ニ於テハ著シク改善ノ跡ヲ認ム、尚本学年ニ於テハ講義ノ参考書トシテ「憲法義解」ヲ選定セリ
二、講師美濃部達吉ハ本年四月講師ノ職ヲ辞シタリ

明治大学

一、本年四月教科書ニ於テ機関説ノ講義ハ行ハシメサルコトヲ決定シ講師野村淳治、教授竹内雄ニ右ノ旨ヲ伝達スルコロアリタルカ兩人ハ之ニ基キ講義シ居レリ
竹内教授ハ著書「憲法原論」中機関説ノ箇所ヲ修正シテ講義シツ、アリ
二、講師野村信孝ハ著書「改訂憲法大綱」ヲ本年六月更ニ

改訂シ機関ナル字句ヲ削除シ改説シタリ

関西大学

- 一、教授吉田一枝ハ本年六月発行関西大学研究論集第三号所載ノ論文「日本憲法特質論」ニ於テ惟神之大道、国体ノ本義ヲ基トスル学説ヲ主張シ改説セリ、尚昨年ノ同人著「本憲法講義案」ハ之ヲ改訂シ旧版ハ絶版ス
- 二、講師森口繁治ハ本年三月講師ノ職ヲ辞シタリ

慶応義塾大学

教授浅井清ハ今春著書「憲法学概論」「法学的国家論」「日本憲法講話」ヲ絶版セリ

上智大学

本年四月憲法開講ニ当リ当局ニ於テ教授中村進午ニ対シ本人ノ憲法学説ニ関スル意嚮ヲ訊シタルトコロ本人ハ機関説ニ反对ナル旨明言シタリ

立教大学

教授中村進午ハ当局ニ対シ機関説反对シタル旨明言シタリ

中央大学

- 一、本年三月大学理事会ニ於テ今後美濃部博士ノ憲法論ハ絶対ニ採用セサルコトヲ決議シタリ
- 二、講師美濃部達吉ハ本年四月講師ノ職ヲ辞シタリ

立命館大学

講師森口繁治ハ本年三月末講師ノ職ヲ辞シタリ

○各大学ニ於ケル講義ノ状況

(朱書) 二〇・九・三〇

東京帝国大学

教授宮澤俊義ハ昭和十年度「憲法講義案」ニ於テハ其ノ内容ヲ改訂削除シ機関説ノ講義ハナシ居ラズ即チ天皇ニ関シテ機関ナル文字ヲ用ヒズ又国家法人説ヲ説カズ大ニ内容ヲ改メ全般ニ亘ツテ「憲法義解」ノ説明ヲ各所ニ引用ス

京都帝国大学

教授渡邊宗太郎ハ本年四月ヨリ憲法講座担当ヲ免ゼラレ行政法講座ヲ担当ス、其ノ後任ハ教授黒田覺ナリ、同教授ハ我が憲法ノ解釈ノ基礎ヲ歴史の事実ニ置キ天皇ト国家トノ間ニハ所謂機関関係ナルモノヲ認メズ

東北帝国大学

教授佐藤丑次郎ハ従来ヨリ帝国憲法第四条ヲ以テ天皇ガ統治ノ主体ナルコトヲ明ニシタルモノトナシ而シテ第一条ハ第四条ト照応シテ統治権ノ主体タル天皇ガ万世一系ノ皇統ニ属スルコトヲ宣示シタルモノト解釈セリ

九州帝国大学

教授河村又介ハ天皇ヲ以テ統治権ノ主体ナリトナス井上密講述「大日本帝国憲法講義」ニ準拠シ講義ス

東京商科大学

講師美濃部達吉ハ本年四月講師ノ職ヲ辞シ憲法講義ハ目下休講中ナリ

神戸商業大学

講師佐々木惣一ハ本年五月講師ノ職ヲ辞シ憲法講義ハ目下休

(朱書) 思想局長持参

講中ナリ

早稲田大学ニ於テハ講師美濃部達吉ハ本年四月、関西大学ニ於テハ講師森口繁治ハ本年三月、中央大学ニ於テハ講師美濃部達吉ハ本年四月、立命館大学ニ於テハ講師森口繁治ハ本年三月夫々講師ノ職ヲ辞シタリ

其他私立各大学ニ於テハ訓令其ノ他本省ノ方針ニ基キ夫々処置ヲ講シツ、アリ即チ或ハ教授会、理事会ノ決定、教師ノ変更、学説、講義内容ノ更改、著書ノ絶版、改訂、論文ノ発表〔等〕改善ノ跡著シキモノアリ尚本省ニ於テハ関係各教授ノ学説又講義ヲ詳細ニ調査シ夫々適當ナル処置ヲ講シ機関説ノ根絶ヲ期セントス

機関説関係著書処置調

〔加筆〕二〇、九、二五受

一、美濃部達吉著

「憲法撮要」「逐条憲法精義」「日本憲法ノ基本主義」ノ三著書ハ昭和十年四月九日発売頒布ヲ禁止シタリ

美濃部達吉著

「現代憲政評論」「議會政治の検討」ノ二著書ハ昭和十年四月九日 次版改訂ヲ命ジタリ

二、副島義一著「日本帝国憲法論」以下二十数種ノ憲法著書及

ビ約十種ノ法学通論著書ハ当局ノ注意ニ依リ又ハ自発的ニ絶版ニ付シタリ〔尚引統キ調査中ニ付キ既刊ノ著書ニシテ

機関説ヲ説述セルモノ〕ヲ発見スルニ於テハ〔アラバ

同様処置スル方針〔抹消〕〔加筆〕

三、現時ノ情勢ニ於テ今後所謂機関説ヲ主張スル出版物ノ発行ハ予想シ難キ所ナルガ若シ発行セラレタル場合ニ於テハ之ニ対シテ発売頒布禁止、削除〔等〕〔抹消〕〔加筆〕〔分置〕ヲ為シ以テ此ノ種出版物ノ絶滅ヲ期ス

憲法関係著書処置調

憲法著書ニシテ絶版ニ付シタル主ナルモノ次ノ如シ

副島 義一 日本帝国憲法論

日本帝国憲法要論

日本帝国憲法講話

田畑 忍 帝国憲法逐条要義

中島 重 日本憲法論

日本憲法講義

渡邊 宗太郎 憲法

森口 繁治 帝国憲法

憲政の原理と其運用

憲法学原理総論

宮澤 俊義 憲法講義案

野村 淳治 憲法提要 上卷

市村 光惠 帝国憲法論

憲法精理

佐々木 惣一 日本憲法要論

〔加筆〕二〇、九、二五受

憲法学説問題ニ関スル施設及処置

(注記13)

○憲法学説問題ニ関スル施設及処置

〔加筆〕一、訓 令

四月十日文部省訓令第四号ヲ以テ帝国大学総長、官立大学長、高等師範学校長、直轄諸学校長、公私立大学、専門学校及高等学校長、北海道庁長官、府県知事ニ対シ国体明徴ニ関スル訓令ヲ発シタリ。

◎訓 令

方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ刻下ノ急務ハ美ニ建国ノ大義ニ基キ日本精神ヲ作興シ国民的教養ノ完成ヲ期シ由テ以テ国本ヲ不拔ニ培フニ在リ我方尊嚴ナル国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ニ基キテ教育ノ刷新ト振作トヲ図リ以テ民心ノ嚮フ所ヲ明ニスルハ文教ニ於テ喫緊ノ要務トスル所ナリ此ノ非常ノ時局ニ際シ教育及學術ニ関与スル者ハ真ニ其ノ責任ノ重且大ナルヲ自覚シ叙上ノ趣旨ヲ体シ苟モ国体ノ本義ニ疑或ヲ生ゼシムルガ如キ言説ハ嚴ニ之ヲ戒メ常ニ其ノ精華ノ發揚ヲ念トシ之ニ由テ自己ノ研鑽ニ努メ子弟ノ教養ニ励ミ以テ其ノ任務ヲ達成セムコトヲ期スベシ

〔加筆〕二、訓令ノ趣旨ヲ徹底セシムル為ニ特ニ關係帝国大学総長、官立大学長ヲ招致シ注意ヲ促シタリ。

三、内閣声明ニ関スル通牒

八月三日發セラレタル国体明徴ニ関スル内閣ノ声明ニ関シ内閣書記官長ヨリ次官宛通牒アリタルヲ以テ本省ニ於テハ帝国大学総長、官立大学長、高等師範学校長、直轄諸学校長、公私立大学、専門学校及高等学校長、北海道庁長官、府県知事宛右趣旨ノ周知徹底方ヲ依命通牒セリ。

◎通 牒

本年四月十日文部省訓令第四号ヲ以テ我方尊嚴ナル国体ノ本義ヲ明徴ニスベキ旨訓令アリタル処今般内閣書記官長ヨリ別紙通牒有之タルニ付テハ右通牒ノ趣旨ヲ周知徹底セシメラレ度此段依命通牒ス

別 紙 (略)

〔加筆〕四、諸會議ニ於ケル訓示、指示

本年五月以降開催シタル左記ノ諸會議ニ於テ本省訓令ノ趣旨ノ徹底ニ関シ訓示又ハ指示ヲナシタリ。

- 地方長官會議
- 学務部長會議
- 高等学校長會議
- 高等師範學校長會議
- 実業専門學校長會議
- 師範學校長會議
- 直轄學校學生生徒主事會議

〔加筆〕五、學校長會議ノ席上ニ於テ三大節ニハ憲法發布ノ勅語及上諭ヲ奉讀シ憲法ノ真精神ヲ体得セシムルヤウ指示シタ

リ。

〔加筆〕六、本省ニ於テハ予テ帝国大学、公私立大学等ニ於ケル法制科教授殊ニ憲法、国法学等担当教授ノ学説ヲ主トシテ著書、講義案、論文等ニ依リ詳細ニ調査スルト共ニ其ノ推移ニ関シテ注意シツツアリ。

〔加筆〕七、右ノ調査ニ必要ト認ムル者ニ付テハ夫々学校責任者ヲ招致シ当該教授ノ思想内容等ヲ聴取スルト共ニ必要ナル注意ヲ与ヘツツアリ。

〔加筆〕八、各帝国大学、官公私立大学等ニ於テモ教授、講師等ノ選任担当講座ノ変更、講義内容ノ改善等夫々適當ナル処置ヲ見ツツアリ

〔加筆〕九、法制經濟ノ教科書ニツキテモ不適當ト思料セラルルモノニ付テハ之ヲ使用セシメサルコトトセリ。

〔加筆〕十、憲法講習會ノ開催
七月十五日ヨリ五日間特ニ本省ニ於テ憲法講習會ヲ開催シ官公私立高等学校、専門学校長、官公私立高等学校、専門学校法制修身担任教員及生徒主事、帝国大学、官公私立大学学生生徒主事其ノ他關係者ニ聴講セシメタリ。

〔加筆〕十一、憲法資料ノ展観
七月十五日ヨリ三日間前記ノ憲法講習會開催ヲ機トシ講習員其ノ他關係者ノ参考ニ資スル為幕末ヨリ明治二十三年国会開設ニ至ルマデノ議會及憲法ニ関スル圖書其ノ他ノ資料ヲ展観セリ

〔加筆〕十二、法制經濟科、修身科担任教員及学生生徒主事協議會

ノ開催

七月二十日官公私立高等学校、官立専門学校法制經濟科担任教員及帝国大学、官公私立大学、高等学校、専門学校学生生徒主事ヲ召集シテ協議會ヲ開催シ「法制經濟科並修身科ノ教授内容ヲシテ一層国体明徴ノ効果ヲ挙げシムル方法」ニ関シ協議セリ。

〔加筆〕十三、憲法教育資料ノ発行配布

帝国憲法ノ本義ヲ広く一般教育關係者ニ理解シ徹底セシムル為此ノ方面ノ權威者十数名ニ執筆ヲ依頼シ広く印刷配布スルコトトシ先ツ憲法講習會ニ於ケル金子伯爵ノ「帝国憲法制定ノ精神、欧米各国學者政治家ノ評論」ナル講演筆記ヲ広く大学、高等、専門学校、地方庁、中等学校、公立図書館、關係官庁等ニ配布セリ。

因ニ本講演ハ一定条件ノ下ニ官庁其ノ他教化ヲ目的トスル団体等ニ公刊ヲ許可セリ、其ノ印刷部数ハ凡ソ六十万ニ達ス。

〔加筆〕十四、直轄諸学校ニ於ケル特別講義

直轄学校生徒ニ対シ我ガ国体、国民性ヲ明ニスルト共ニ思想問題ニ関シ健全ナル常識ヲ養ハシムルヲ目的トシ昭和五年度以降施行シ来リタルガ本年度ニ於テハ一層「国体明徴ニ関スル訓令」ノ趣旨ノ徹底ヲ期スべく各学校当局ト協力シ実施シツツアリ。

〔加筆〕十五、本省主催各種ノ講習會

(別紙)

十六、国民精神文化研究所ノ研究並事業

国民精神文化研究所ハ昭和七年時勢ニ鑑ミテ国体ヲ明徴ナラシムルコトヲ根本精神トシテ設立セラレタルモノニシテ
研究部ニ於テハ哲学、倫理、教育、歴史、法律学、経済学、其ノ他ノ各科ニ亘リテ研究ヲ進メツツアリ。事業部ニ於テハ年二回各六ヶ月間国民教育ニ至大ノ関係アル全国師範学校、中^(抹消)等^(抹消)学校教諭ヲ集メ教員研究科ニ於テ所ノ精神ト研究トニ基キ徹底的ニ体得ノ教育ヲ施シツツアリ。

尚本所ノ研究ノ成果ハ「国民精神文化研究」トシテ編纂シ全国ノ教育関係方面ニ配布シツツアリ。又広ク之ヲ普及セシムル為ニ「国民精神文化文献」「国民精神文化類輯」「国民精神文化」「国民精神文化月報」等ヲ発行配布シツツアリ。

十七、国体明徴ニ関スル昭和十一年度要求経費

国体明徴ニ関スル経費トシテ昭和十一年度予算三二十八万六千余円ヲ計上要求シタルガ其ノ事業内容左ノ如シ

1. 国体本義ノ編纂頒布

国体ノ本義ヲ明徴ナラシムル為修身篇、国史篇、法制篇等三種ノ權威アル冊子ヲ編纂シ之ヲ小学校、中等学校、青年学校ノ教員、各学校、図書館、道府県及市町村其ノ他ニ配布セントス。

2. 特別講義施設

大学並直轄諸学校ノ学生生徒ニ対スル施設（一部ハ目下施行シツツアリ）トシテ適切ナル学者ニ委嘱シテ日

本文化、国体ノ本義ニ関スル特別講義ヲ開設セシメン
トス。

3. 高等、専門学校教授ニ対スル講習施設

高等教育ニ従事スル教員ヲシテ国体觀念ニ徹セシメ各科ノ教授ヲ通シ生徒ヲシテ国体ノ本義ヲ体得セシムル為特ニ之等教員ニ対スル講習会ヲ本省ニ於テ開催セントス。

4. 学会ノ開催

人文ニ関スル学問ノ各科ニ亘リ日本精神並国体觀念ヲ徹底セシメ之ヲ基トシテ研究ヲナサシムル為広ク夫々関係ノ学者ヲ集メ本省主催シテ学会ヲ開催シ我が国体ヲ基トスル学問ノ発達ニ資セントス。

5. 国民精神文化研究所研究施設拡充

憲法学説問題ニ鑑ミ特ニ法制方面ニ於ケル根本的研究ヲ盛ナラシムル必要アルヲ以テ所員四名、助手四名ヲ増員セントス

6. 国民精神文化研究所ニ於ケル日本文化ニ関スル文献ノ蒐集大成、国体ノ本義並日本精神ニ関スル資料ヲ蒐集シテ之ヲ調査研究シ日本文化ニ関スル一大撰集ヲ編纂シ以テ国民思想ノ振張ヲ図ラントス。

以上ノ如キ各種ノ施設ト時勢ノ影響トニ依リテ帝国大学、官公立大学私立大学等ニ於ケル学校ノ学説ハ著シキ影響ヲ受ケ漸次良好ナル変化ヲ見ツツアリ、即チ従来見受ケラレタル不穩当ナル字句、章句等ノ形式的ナル方面ト共ニ其ノ学説内容ノ方面モ

逐次改善セラレツツアリテ漸次我が国体ニ則リタル憲法學說ノ發展ニ向ヒツツアルモノト認メラル。又小学校、青年学校、中等学校等ノ方面モ前述ノ諸施設ニ依リテ一層国体明徴ノ效果ヲ挙ゲツツアルモノト思料ス。尚本省ニ於テハ将来此ノ方面ノ施設ニ意ヲ用ヒ一層此ノ問題ニ関シ努力スル考ナリ。

(加筆) 〔十五、(別紙)〕○本省主催各種ノ講習会

名称	趣旨目的	場所	講習員
国民精神文化講習会	国体ノ明徴 日本精神ノ徹底	全国各道府県各一ヶ所	青年学校、小学校教員
思想問題講習会	国体ノ明徴 日本精神ノ徹底	全国各道府県各一ヶ所 乃至数ヶ所	中等学校、青年学校 小学校長、教職員、 青少年団指導者
時局対策講演協議会	時局ノ真相ヲ明 ニシ国民の信念 ノ透徹ヲ図ル	全国十ヶ所	官吏、社会教育関係 者 宗教家其ノ他
時局講習会	国体ノ明徴 国民精神ノ作興	六大都市	一般大衆
公民教育講習会	国体明徴、公民 科教授要目 其ノ他軍事、社 会、経済、外交 宗教	全国四ヶ所	中等学校長、教員 小学校長
視学講習会	国体明徴、宗教 教育、教科書編 纂ノ趣旨徹底 (昭和十年第四 十八回)	本省	視学 学務関係者

実業学校教員夏季講習会 (農業学校幹部)	農民精神、大御 宝ト日本精神其 ノ他農業教育	本省	農業学校長、教頭
家庭教育指導者講習会	国民教育ノ根底 タル家庭教育ノ 本義ヲ明ニス	東京一ヶ所	社会教育関係者
家庭教育講習会	日本ノ美俗ト家 庭教育ノ本義ヲ 明ニス	全国三ヶ所	婦人団体代表者 学校教職員 社会教育関係者

◎国民精神文化研究所ノ研究事業 (加筆、未書) 〔二〇、九、一一八受〕

第一、現況

国民精神文化ハ我方万古不朽ノ古典文化ノ伝統ト不測ノ創造カトニヨツテ今日ノ隆昌ヲ見ルニ至レリ。惟フニ古来我が祖先ハ亜細亞大陸ノ文化ヲ輸入シ、之ヲ建国ノ大精神ニ拠リテ同化シ、以テ新文化ヲ創造シ来レリ。然ルニ明治維新以来ノ顕著ナル国運ノ進展ニ伴ヒ、欧米近代文化ノ摂取ニ違ナク、動モスレバ模倣追随ノ輕躁ニ墮シ彼ノ拠ツテ立ツ根柢ニ対スル認識ニ十分ナラザル憾アリタリ。カ、ル風潮ノ窮マル所、遂ニ我が国家生活家族生活ヲ破壊セントスルガ如キ憂慮スベキ事態ヲサヘ惹起セリ。

斯クノ如キハ、自ヲ因リ拠ルベキ我が古典文化ノ光輝アル伝統ヲ忘却スルノミナラズ国民生活ノ統一ヲ破ルモノニシテ、所謂思想国難ヲ示視セルモノト言フベシ。然レドモ他面、我

(注記15)

(注記14)

(注記16)

ガ国運ノ隆盛ハ包摂創造不息ノ力ヲ証示スルモノナルヲ念ヘ
バ、我が歴史の精神ヲ闡明シ此ノ多彩ノ思潮ニ帰一スル所ヲ
与ヘ、茲ニ新日本文化ノ創造建設ニ努力スベキ時代ニ逢着セ
ルモノト信ズ。我が国民精神文化研究所ハコノ創造建設ノ使
命ヲ担ヒテ設立セラレタルモノナリ。

本研究所ハ研究部、事業部及庶務係ヲ以テ組織ス。研究、事
業両部ノ概況左ノ如シ。

一、研究部

研究部ハ国民精神文化ノ研究ニ当リ、併セテ其ノ研究成
果ノ普及ヲ司ル。

(一) 研究精神

研究部ハ、左ノ研究精神ニ則リ研究ニ従事ス。

一

(1) 所員ノ個人トシテノ境地、所員ノ個人トシテノ経

歴

(1) 所員ノ研究題目、所員ノ従来ノ研究題目

(1) 科ノ研究目標

(1) 所ノ研究精神

(1) 皇国ノ現状及ビ国際情勢、皇国ノ歴史及ビ世界ノ

歴史

(1) 皇道ノ闡明

以上ノ各項ハ所員ノ研究ヲ契機トシテ發展ス

右ハ皇国ノ研究ヲ所員、科、所等ノ観点ヨリ捉ヘタ

ルモノニシテ其ノ内容トスル所ハ自己ノ發展ソノ

モノニシテ其ノ究竟スル所ハ皇道信念ノ確立ナリ

二

(1) 忠誠奉公ノ精神ヲ以テ研究ニ従フベシ

(1) 肇国ノ精神ニ則リ皇国日新ノ原理ヲ究明スベシ

(1) 学問ハ抽象ニ止マラス実ヲ以テ之ヲ全ウスベシ

(1) 学問ハ現実ニ即シ現実ヲ指導スルモノタルベシ

(1) 研究ハ常ニ有機的關聯ヲ保ツベシ

(二) 研究ノ企画

研究部ハ学科ニ從ヒ研究ノ方面ニヨリ、歴史、国文
学、芸術、哲学、教育、法政、経済、自然科学、思想
ノ九科ニ分テリ。(コノウチ現在ハ、芸術、自然科学
兩科ヲ欠ク。) 各科ノ研究目標、並昭和九年、昭和十
年度ノ研究題目、研究事項ヲ挙グレバ左ノ如シ。

△歴史科

研究目標 日本文化史ノ研究

研究題目

我が国封建制度社会ノ發展ト其精神 西田所員

鎌倉及ビ吉野朝時代ノ神儒仏ノ關係ニツキテ

松本研究囑託

研究事項

中世ノ社会ト其思想

徳川時代後期ノ諸思想

△国文学科

研究目標 国文学ニ現ハレタル民族精神ノ闡明ト其ノ

中村助手

吉田助手

現代的意義

研究題目

万葉集ニ於ケル神ノ信仰ノ研究、

歴代皇室ノ御文学

久松所員

研究事項

神歌ノ研究

志田助手

日本文芸観ノ史的研究

志田助手

△哲学科

研究目標 国民精神ノ論理的研究

研究題目

国家学ト我が国体

西 所員

自己意識ノ問題ト日本精神

紀平所員

鎌倉時代ニ於ケル指導原理

小野所員

日本精神ト我が社会ノ本質構造トノ関聯ニ関スル研究

我が国体ノ神道史の考察

川合研究嘱託

我が国民ノ敬神観念ニ関スル研究

河野研究嘱託

詩書ヨリ見タル儒教精神

加藤研究嘱託

我が国体ノ国家学的研究

西 所員

行的組織ノ一層精密ナル研究

紀平所員

日本学ノ構成原理

小野所員

国家ノ研究

川合研究嘱託

歴史概念ノ歴史

―特ニ啓蒙期トロマンティックヲ中心トシテ

研究事項

春秋内外伝ノ研究

小糸助手

国家体制トシテノ「礼」ノ研究

―特ニ其ノ組織原理タル孝道ヲ中心トシテ小糸助手

松宮観山ト其ノ時代（日本儒学史研究） 小糸助手

△教育科

研究目標 日本国民精神教養ノ理論及方法

研究題目

明治以後ノ国民教育ト修身教授

海後所員

現代教育思想ト国民精神トノ関聯

吉田研究嘱託

江戸時代ニ於ケル德育

海後所員

国体観念ノ教養

吉田研究嘱託

研究事項

フランス、イタリー及ピロシニアニ於ケル国民思想ノ

教養 渡邊助手

△法政科

研究目標 日本国家学ノ確立

研究題目

我が家族ノ研究

河村所員

現代ニ於ケル我が国ノ指導原理

藤澤研究嘱託

トシテノ皇道

国法学ニ於ケル權威ノ問題

大串研究嘱託

家族及ビ財産制度ノ研究

河村所員

帝国憲法ト皇室典範

大串所員

教育勅語ト帝国憲法ノ關聯性

藤澤研究囑託

研究事項

純粹法学ノ批判

水木思想調査囑託

△経済科

研究目標 日本国民経済学ノ確立

研究題目

国民経済学ノ基礎問題トシテノ

作田所員

国家ト経済トノ關係

日本の統制経済ノ原理ト構成

山本所員

国民経済ノ統制ト経営

作田所員

ソ聯統制経済ノ研究

山本所員

研究事項

日本経済思想史研究

小出助手

― 二宮尊徳翁ノ研究 ―

スミス及ピリストノ研究

筒井助手

明治初期ニ於ケル国家ト経済トノ關係

山鹿素行ノ政治経済思想

筒井助手

社会ノ研究

渡邊助手

△思想科

研究目標 思想問題、思想運動

研究題目

思想左傾ノ原因動機並ビニソノ徑路

岡田所員

思想運動、思想傾向及ビ思想指導

小川所員

研究事項

最近ニ於ケルプロレタリア

米原思想調査囑託

文化運動ノ動向

現下ノ思想問題ノ母胎トシテ見

藤田思想調査囑託

タル明治以後ノ思想及文化

最近ニ於ケル所謂知識階級ノ

米原思想調査囑託

思想的傾向ニ就イテ

明治以後ニ於ケル国家的思想ノ

藤田思想調査囑託

消長ニ就イテ

(三) 普及

(イ) 出版

(1) 国民精神文化研究

本研究所ノ研究紀要ニシテ、年二回 (三月・十月) 刊行ス現在迄ニ発刊セルモノ左ノ如シ

第一年

第一冊 古事記ノ成立

松本研究囑託

第二冊 真理トハ何ゾヤ

紀平所員
小島助手

第三冊 教育勅語(加筆) 逸文以前ニ於ケル
小学校修身教授ノ變遷

吉田研究囑託
海後所員

第四冊 国民科学ノ成立

作田所員

第二年

第一冊 国文学科

古代詩歌ニ於ケル神ノ概念

前篇 万葉集ニ於ケル神ノ

久松所員

概念

後篇 神歌ノ研究

志田助手

第二册 哲学科

第三年 第一册 哲学科

我方上代ノ国体觀念

河野囑託

蓮華王座

紀平所員

第三册 哲学科

(2) 国民精神文化文献

天地開闢即国家建立

西 所員

第四册 哲学科

国民精神文化ノ研究ニ必要ナル資料文献ノ複製複製ヲ計画シ左ノ如ク刊行セリ

詩教ト皇道

加藤囑託

第五册 経済科

一、松宮觀山集 第一卷 一册
一、元(加筆)史料集 卷子本 二卷

ロシアニ於ケル統制經濟ノ研究 其ノ一
共産治下ニ於ケルロシア農民ノ生活

山本所員

第六册 哲学科

一、唯一神道名法要集 一册
一、日本書記纂疏 一册

日本学トシテノ学問教育

小野所員

第七册 同

(3) 国民精神文化類輯

日本精神ト社会ノ本質構造
トノ關係ニ関スル研究序説

川合囑託

第八册 教育科

第一輯

教育勸語(加筆) 発以後ニ於ケル
小学校修身教授ノ変遷

海後所員
吉田囑託

我が青年諸兄ニ告グ

紀平所員

第九册 法政科

第二輯

家族ノ起源

河村所員

国民精神ノ教養

吉田囑託

第十册 同

第三輯

政治指導原理トシテノ皇道

藤澤囑託

我が国ノ神話

河野囑託

第十一册 経済科

第四輯

經濟生活ニ於ケル創造者
トシテノ国家

作田所員

能楽論ト文学精神

久松所員

第十二册 思想科

第五輯

思想左傾ノ原因及ビ其ノ徑路

岡田所員

教学ト思想統一

西 所員

全体国家論ノ抬頭

大串所員

第七輯

自由主義ノ批判

藤澤囑託

(4) 国民精神文化研究所所報

本研究所関係者ノ機関誌トシテ年四回発行セシガ昭和十年二月第七号ヲ以テ之ヲ廃止シ新ニ国民精神文化及国民精神文化月報ヲ発行スルコトトセリ

○国民精神文化

第一卷第一号ハ昭和十年六月二十日刊行ス

○国民精神文化月報

第一号 昭和十年五月二十日発行

第二号 同 六月二十日発行

第三号 同 七月二十日発行

(5) 其他

本所ノ使命職能ヲ^(加)治^(進)ク知ラシムル為メ、国民精神文化研究所概要、国民精神文化研究所一覽ヲ昭和九年三月刊行セリ

(ロ) 講演会

昭和九年五月及十年六月東京市神田区一ツ橋商大講堂ニ於テ公開講演会ヲ開催セリ

(ハ) 研究座談会「日本精神ノ夕」

教育関係者其ノ他各方面ノ人々ト教育問題、思想問題等ニ関スル座談会ヲ毎月一回夕刻ヨリ本所ニ於テ行フ

二、事業部

事業部ハ之ヲ兩科ニ分ツ。教員ノ研究指導ニ当ル教員研究科ト、研究生ノ思想上ノ指導ニ任ズル研究生指導科、コレナリ。而シテ、其ノ事業ハ本研究所設立ノ精神ニ則リ、研究部ノ研究ニ即シテ遂行シ以テ本研究所使命ノ一ヲ實現セムトス。

(一) 教員研究科

本科ノ研究員ハ学校教員ニシテ、学校長又ハ地方長官ノ推薦ニヨリ、所長之ヲ決定ス。現在在所期ハ毎年四月、十月ノ兩回在所期間ハ六ヶ月、学資ヲ補給ス。從來ノ研究員左ノ如シ。

第一期 師範学校教諭 四七名

自昭和七年十月至昭和八年三月

第二期 同 五六名

自昭和八年四月至昭和八年九月

第三期 師範学校教諭 五〇名

自昭和八年十月至昭和九年三月

第四期 師範学校教諭 四八名
中学校教諭 四八名

自昭和九年四月至昭和九年九月

計 九六名

第五期 師範学校教諭 四八名
中学校教諭 二一名

自昭和九年十月至昭和十年三月

計 六九名

第六期 師範学校教諭 四七名 自昭和十年四月
中学校教諭 二一名 至昭和十年九月

計 六八名

○帰任後ノ活動情況

所定ノ研究ヲ修了セルモノハ、帰任後、校ノ内外ヲ問ハズ、国民精神文化ニ関スル新シキ施設ヲナシ、或ハ思想指導ニ関スル諸施設ニ参与シ、実績ヲ挙ゲツ、アリ。

(二) 研究生指導科

本科ハ研究生ノ思想上ノ指導ニ当ルモノニシテ、ソノ入所資格ハ原則トシテ大学、高等学校、専門学校ノ学生々徒ニシテ、思想上ノ理由ニヨリソノ学籍ヲ失シタル者トス。而シテ随時入所ヲ許可セシメ、在所期間ハ一ケ年以内トスルモ、所長ニ於テ特ニ必要ト認メタルモノハ、本人ノ希望ニヨリ一年以上ニ亘リ在所ヲ許可スルコトアリ。

(イ) 指導方針

時代思想ヲ批判シ、日本精神ヲ闡明ナラシムルヲ主眼トス先ヅ過去ノ生活態度ニ対スル反省トマルクス主義ノ理論的批判ニ努力セシメ、ツイテ我が国体国民精神ニ就イテノ研究ヲナサシメ、以テ日本人トシテノ確固タル生活原理ヲ樹立セシムルヤウ指導ヲナス

(ロ) 指導方法

(1) 個人指導

研究生ハ個人各様ノ経歴、思想、性格ヲ有スル者ナレバ之ニ適応セル個人指導ヲナスヲ以テ指導ノ根幹トナス。主トシテ研究生指導科主任、助手之ニ当リ、凡ユル機会ヲ捉ヘテ行フ

(2) 講義

講義ハ所員、研究嘱託之ニ当リ、助手之ヲ補助ス現在ハ概ネ午後ノ時間ヲ以テ之ニ当ツ

(3) 共同研究

従前マルクス主義ノ諸書ヲテキストトシテ批判セシメ、或ハリカルド、ヘーゲル等ノ著書ヲ全員ニテ共同研究セシメタリシガ現在ハ数名宛哲学、経済学、自然科学、文学、教育学、ロシア事情研究等ノ諸部門ニ分レテ之ヲ行ヒ、其ノ結果ヲ毎週一部門宛合同研究会ヲ開キテ発表セシム。

(ハ) 指導成果

永ク在所セル者ハ単ニ感情的ニ転向セルノミナラズ、理論的ニモマルクス主義思想ノ誤謬ヲ認め、ソレガ現実社会殊ニ日本ノ国家ニ全然適応スヘカラサル理論ナルヲ識リ、完全ニ清算ヲ遂グルニ至ル。又克ク我が国体、国民精神ノ真髓ヲ体得シ日本人トシテノ自覚強固ニシテ、日本思想界ノ刷新ノ為メ、応分ノ力ヲ竭シ皇国ニ報イントノ念願ヲ持スルニ至ルカクノ如ク充分ニ

其ノ思想転向ノ認メラルル者ハ隨時成業セシメ
来レリ

(三) 現在在所人員

研究生 二六名

聴講者 四名

而シテ開始以來ノ取扱件数ヲ通覽スレバ

入所ヲ許可セルモノ

六六名

内訳

成業セルモノ

三六名

現研究生

二六名

退所セルモノ

四名

聴講ノミヲ許可セルモノ

八名

計

七四名

右ノ内訳ニ示ス成業者中ニハ復学ヲ許可セラレ
タルモノ二八名アリ、復学者中ノ主ナルモノヲ
挙クレハ帝大及官立大学ヘノ受講新入学者三名
アリ。又小学校教員ノ復職ヲ許可セラレタルモ
ノ二名アリ。其ノ他研究生ノママ或ハ聴講者、
来訪者ニシテ特ニ復学ヲセラレタルモノヲ加フ
ル時ハ復学者ノ総数ハ三十五名ニ及ブ

(三) 講習会

(イ) 労務者指導員講習会

昭和十年二月十二日ヨリ十九日迄七日間労務者
指導員講習会ヲ開キ講習会ノ事業ヲ開始セリ

講習員 各種労務者指導員 三七名

(ロ) 東京府及ビ近県教育行政関係講習会

昭和十年五月二十七日ヨリ六月三日迄七日間東
京府及近県ノ教育行政関係者講習会ヲ開始セリ

講習員資格 東京、埼玉、千葉、群馬、茨

城、栃木、神奈川、福島、山

梨、静岡、長野、新潟、愛知

ノ各府県視学及社会教育主事

同主事補等教育関係者

(ハ) 実業専門学校教授講習会

昭和十年七月十七日ヨリ二十二日迄五日間講習
会ヲ開始セリ

講習員 官立公実業専門学校自然科学担

任教員

四ノ一 (加筆) 全国国民精神文化講習所ノ事業

中央ニ於ケル国民精神文化研究所ノ設置ト同様ノ精神ヲ以テ

全国小学校、青年学校、中等学校ノ教職員、青少年団ノ指導

者其ノ他教育関係者ニ対シテ再教育ヲ行ヒ時勢ニ鑑ミ、思想

問題ノ実況ニ照シテ従来ノ思想ヲ根本的ニ反省シ益々我が国

体ヲ明ニシ日本精神ノ真義ニ徹セシメ以テ教育者トシテノ必

要ナル新シキ知識、識見、実力ヲ涵養セシメ又之ヲ教育ノ実

際ニ実現セシメンガ為昭和九年全国各道府県ニ国民精神文化

講習所ヲ設置シ目下鋭意其ノ事業ヲ進メツツアリ今其ノ事業

ノ大要ヲ示セバ左ノ如シ

(一) 国民精神文化講習会 (前掲)

(二) 思想問題講習会 (前掲)

(三) 講話会、座談会及資料展観

(四) 諸調査、パンフレットノ発行

(五) 其ノ他適當ナル事業

四ノ二^(加筆) 地方思想問題研究会ノ事業

地方教育關係ニ於ケル思想問題ノ研究調査並之ガ指導ニ當ラシムル為昭和八年以來全国各府県ニ知事ヲ中心トシ地方学務当局者、国民精神文化講習所關係者、本省直轄学校長及学生生徒主事、陸軍關係官其ノ他ヲ委員トシテ地方思想問題研究会ヲ全国各道府県ニ設置セリ而テ其ノ中心指導精神ハ云フ迄モナク日本精神ノ真義ノ徹底及ビ之ニ基ク諸施設ノ研究ニアリ今其ノ事業ノ大要ヲ示セバ左ノ如シ

(一) 思想問題ニ関スル研究会ノ開催

(二) 対策ノ調査、研究

(三) 講習会ノ開催

(四) 図書ノ撰奨及出版

(五) 資料ノ配布

(六) 思想指導員ノ派遣

(七) 研究者ノ補助助成

(八) 其ノ他適當ナル事業

第二^(加筆) 将来ノ施設方針

国民精神文化研究所ハ叙上ノ精神、機構及内容ニヨリテ其ノ研究及事業ヲ進メツ、アリ而シテ時勢ノ傾向ハ本所ノ任務ノ

彌々重大ナルコトヲ示シツ、アルモ今日規模ヲ以テシテハ到底充分期待ニ副フコトヲ得ザル狀況ニアル依テ本所ハ将来一層拡充ヲ期スルト共ニ益々真ノ日本ノ学問文化ノ建設ニ努メ研究及事業各方面ニ亘リ益々機能ヲ發揮スルニ努メントス。

◎東京帝国大学及京都帝国大学ニ於ケル憲法講座調

東京帝国大学及京都帝国大学ニ於テ憲法講座ヲ有スル学部並講座担当者左ノ如シ

一、東京帝国大学

法学部 教授 宮澤俊義

経済学部 同 同

農学部、農業経済学科 講師 法制局 入江俊郎

二、京都帝国大学

法学部 教授 黒田 覺

経済学部 同 同

農学部、農林経済学科 同 同

(注記17)

◎国体明徴ニ関スル直轄諸学校ニ於ケル特別講義ノ狀況

特別講義制度ハ高等学校ニ於テハ昭和五年度ヨリ、官立専門学校、官立実業専門学校、高等師範学校及大学予科等ニ於テハ昭和六年度ヨリ夫々実施シ来レルモノニシテ適當ナル学者實際家等ニ委嘱シ正科ニ準シ毎学年六時間乃至十二時間全校生徒ヲシ

テ聴講セシメツツアリ

其ノ講義内容ハ広く日本国体ヲ中心トシタル日本文化ノ特色ヲ十分生徒ニ理解セシムルコトヲ目的トシ其ノ内容ハ或ハ歴史、哲学、倫理、法制経済及ビ思想問題、社会問題等ニ亘レリ

而シテ今日迄ニ実施シタルモノノ中三四ヲ例示スレバ左ノ如シ

○昭和五年度

一 高三上 參次 教育勅語渙発由来

新潟高校 辻 善之助 明治文化の大指導者明治天皇

山口高校 鹿子木員信 日本精神發展史上に於ける日本の現在及将来

水戸高校 紀平 正美 現代を如何に理解すへきか

山形高校 新渡戸稻造 我が国民の採るべき道

○昭和六年度

四 高 田中 義能 日本国民の理想

同 平泉 澄 国民的自覚

福島高商 鹽谷 温 頼山陽と日本精神

○昭和七年度

五 高 高田 保馬 日本の進む道

松本高校 作田 莊一 内より観たる国家

熊本高工 西 晋一郎 我国体に就て

山梨高工 藤澤 親雄 明治維新指導原理の再認識と現下の思想問題

明治専門 吉田 賢龍 国民精神の源泉

岐阜高農 土田 誠一 建国の由来と国民思想

○昭和八年度

一 高 有馬 良橋 明治天皇の御聖徳に就て

二 高 本多熊太郎 世界の動向と日本の立場

松本高校 寛 克彦 日本精神

佐賀高校 田中 寛一 日本人の特徴と日本の将来

静岡高校 椎尾 辨匡 日本精神の發達

熊本薬専 長沼 賢海 建国の精神と国史三千年

○昭和九年度

二 高 高楠順次郎 日本精神と仏教

奈良女高師 加藤 玄智 日本精神の枢軸としての神道

和歌山高商 西田幾多郎 東西文化の形態に就て

○昭和十年度

二 高 阪谷 希一 満洲建国の精神に就て

七 高 黒板 勝美 日本の学問の自主

松山高校 鹽谷 温 日本精神と世界平和

山口高校 廣島高校 熊本薬専 牧 健二 今日の日本

仙台商工 山田 孝雄 国体の尊嚴と国民精神

尚今後ハ一層国体明徴ノ訓令ノ趣旨ヲ貫徹セシムル為各種ノ学

校ニ亘リ本制度ノ整備充実ニ力ヲ致サントス

(中表紙)
一(注記19)

(昭和一〇・九・二六調)

国体観念明徴ニ関スル施設概要

(注記20)

(注記21)

国体観念ヲ明徴ナラシメ、国民精神ノ基本ヲ涵養スルハ、国民精神ヲ作興シ、国民思想ヲ醇化スル所以ノ道ニシテ、夙ニ組閣当初重要政綱ノ一トシテ之ヲ表明シ、爾来鋭意其ノ実行ニ邁進シ来リタル所ナルガ、更ニ近時ノ情勢ニ顧ミ、各省夫々主管ノ事務ニ於テ益々国体観念ノ明徴ニ関スル施設ニ力ヲ注グト共ニ、政府モ閣議ノ決定ヲ経テ国体ノ本義ヲ明ニシ、之ヲ愆ルノ説ヲ断乎トシテ排撃スルノ趣旨ヲ中外ニ声明シ、益々其ノ徹底ニ努力シツツアリ、為ニ各大学等ニ於ケル憲法講義内容モ良好ナル変化ヲ見、出版物ニ在リテモ所謂機関説ヲ主張スルモノ跡ヲ絶チ、斯クテ我が国体ニ則リタル憲法學説ノ發展ニ向ヒツツアルモノト認メラル。各省何レモ将来一層此ノ方面ノ施設ニ意ヲ用キ鋭意力ヲ効ス所アラントス。今各省ニ於ケル施設ノ概要ヲ述ブレバ凡ソ左ノ如シ。

国体観念明徴ニ関スル施設概要 (昭和一〇、九、二六調)

一、常設講習所又ハ定例講習会ニ於ケル講習

(注記22)

各省ニハ其ノ所管事務中特別ナルモノニ関シ特ニ之ガ修習ノ為ニスル常設ノ講習所又ハ定例ノ各種講習会存スルヲ以テ、其ノ機会ヲ利用シ、既定講習科目中ニ於テ又ハ臨時講演トシテ国体明徴ニ努メシム。殊ニ講義科目中ニ憲法ノ存スル場合ニ在リテハ、講師ノ選任、教科書ノ選

択等ニ意ヲ用ヒ、講説苟モ国体ノ本義ニ反スルコトナカラシムルト共ニ進ンデ国体明徴ニ努メシメツツアリ。

(註) 1、常設講習所ノ例

内閣 統計職員養成所

内務省 警察講習所

文部省 国民精神文化研究所(国体ヲ明徴ナラシムルコトヲ根本精神トシテ設立セラル)

研究部

哲学、倫理、教育、歴史、法律学、経済学其ノ他ノ

各科ニ亘リ研究ヲ進メツツアリ。

事業部一年二回各六ヶ月間国民

教育ニ至大ノ關係アル全国師

範学校、中学校教諭ヲ集メ徹

底的ニ体得ノ教育ヲ施シツツアリ。

研究ノ成果ハ「国民精神文化研

究」トシテ編纂シ、全国ノ教育

關係方面ニ配付シ、又広ク普及

セシムル為「国民精神文化文

献」「国民精神文化類輯」「国民

精神文化」「国民精神文化月

報」等ヲ発行配付シツツアリ。

通信省 通信官吏練習所

通信講習所

鉄道省 鉄道教習所

庁府県 警察教習所

朝鮮総督府 警察官講習所

2、定例講習会ノ例

内閣 統計講習会

大蔵省 税務講習会

関税講習会

専売局行政科講習

海軍省 思想講習

商工省 度量衡講習会

通信省 現業員修養講習会

簡易生命保険
郵便年金事務講習会

一、随時講習会講話会等ノ開催

1、職員修養講習会講話会

各省ニ於テ部内職員ノ為ニ随時修養講習会講話会ヲ開キ職員ノ修養、精神作興ニ資ツツアルヲ以テ、其ノ機会ヲ利用シ特ニ国体明徴ニ努メシメツツアリ。

(註)例

外務省 臨時講習会

海軍省 地方巡回講演

司法省 思想事務会同ニ於ケル講演

各刑務所ニ於ケル講演

司法研究員ニ対スル講演

各控訴院管内保護事業研究会ニ於ケル講演

少年院ニ於ケル講演

通信省 修養講話会

鉄道省 長主任講習会(鉄道局管内長主任)

(任)

東鉄講演会(一般従事員)

修養団講習会(工場従事員)

報徳会講習会(工場従事員)

2、教育、教化関係者等ニ対スル講習会

学校教員、社会教育関係者、教化団体指導者等ニ対シテハ其ノ職責ニ顧ミ特ニ国体觀念ヲ涵養シ国体ヲ明徴ナラシムルヲ要スベキヲ以テ、随時講習会ヲ開催ス。

(註)例

文部省

憲法講習会(高等学校、専門学校法制修身担任者、大學、高等学校、専門学校学生生徒主事)

於本省

国民精神文化講習会(青年学校小学校教員)

於全国各道府
県各一ヶ所

思想問題憲法会(中等学校、青年学校、小学校長、教職員、青少年団指導者)

於全国各道府県各
一ヶ所乃至数ヶ所

時局対策講演協議会(官吏、社会教育関係者、宗教家其ノ他)

於全国十ヶ所

公民教育講習会(中等学校長、教員、小学校長)

於全国四ヶ所

視学講習会（視学学務関係者） 於本省

実業学校教員夏期講習会（農業学校長、教頭）

於本省

家庭教育指導者講習会（社会教育関係者） 於本省

家庭教育講習会（婦人団体代表者、学校教職員社
会教育関係者）

於全国三ヶ所

3、一般大衆ニ対スル講演会

一般大衆ニ対シ国体觀念ヲ涵養シ国体ノ明徴、国民精神ノ作興ヲ期スル目的ヲ以テ随時講演会ヲ開ク。

（註）例

文部省 時局講演会 （於六大都市）

尚官庁ノ直接主催ニ非ザルモ其ノ後援ニヨリ

団体主催ニテ開クモノアリ、例ヘバ

国体明徴講習会

主催 皇典講究所、国学院大
学、官幣大社多賀神社
後援 滋賀県学務部、同神職
会、同教育会

一、訓令、訓示、指示

1、文部大臣訓令 昭和十年四月十日帝国大学総長、官立

大学長、高等師範学校長、直轄諸学校長、公私立大
学専門学校及高等学校長、北海道庁長官、府県知事
ニ対シ国体明徴ニ関スル訓令ヲ発ス。

2、訓示

(イ) 地方長官會議ニ於テ内閣総理大臣及内務大臣、文

部大臣ヨリ訓示スル所アリ。

(ロ) 師団長会同ノ際陸軍大臣ヨリ訓示シ、軍隊一般ニ
対シテハ教育総監ヨリ訓示ヲ与フ。

(ハ) 各鎮守府等ノ參謀長會議ノ際海軍次官ヨリ国体明
徴ニ関シ指導方口述ス。

(ニ) 学校長會議ニ於テ文部大臣ヨリ文部省訓令ノ趣旨
徹底ニ関シ訓示スル所アリ。

3、指示

(イ) 外務省ニ於テハ巡閱使ノ在外公館巡閱ニ際シ在外
使臣ノ注意ヲ喚起セシメタリ。

(ロ) 文部省ニ於テハ四大節ニ於テ憲法發布ノ勅語及憲
法上諭ヲ奉讀シ憲法ノ真精神ヲ体得セシムル様指
示セリ。

一、資料ノ作成配付展観

1、国体明徴ニ関スル資料ヲ作成シテ配付シ教養ニ資セシ
ム。

1、海軍省ニ於テハ思想研究資料トシテ刊行セル
モノノ中ニ国体明徴ヲ主題トスルモノヲ入
ル。

2、文部省ニテハ憲法講習会ニ於ケル金子伯爵ノ
講演「帝国憲法制定ノ精神、欧米各国学者政
治家ノ評論」ヲ小冊子トシテ作成頒布シ、広
ク大学、高等、専門学校、地方庁、中等学
校、公立図書館、関係官庁等ニ配付スルト共

(注記24)

二、一定条件ノ下ニ官庁、教化ヲ目的トスル
団体等ニ公刊ヲ許可シ、其ノ部数既ニ凡ソ六
十万ニ達セリ。

2、憲法ニ関スル図書其ノ他ノ資料ヲ展覧シ参考ニ資セシ
ム。

(註) 例

文部省ニ於テハ、憲法講習会開催ヲ機トシ、
講習員其ノ他関係者ノ参考ニ資スル為幕末ヨ
リ明治二十三年国会開設ニ至ルマデノ議會及
憲法ニ関スル図書其ノ他ノ資料ヲ展覧セリ。

一、憲法国法学等ノ講義ニ関スル処置

1、担当教授、講座、講義内容等ニ対スル処置

帝国大学、公私立大学等ニ於テハ文部省ノ訓令ニ従
ヒ法制科教授殊ニ憲法、国法学等担当教授、講師ノ
選任、担当講座ノ変更、講義内容ノ改善ニ適當ナル
処置ヲ採リ、文部省ニ於テハ担当教授ノ学説ヲ主ト
シテ著書、講義案、論文等ニ依リ詳細ニ調査スルト
共ニ其ノ推移ニ関シテ注意シ、右ノ調査ニ基キ必要
ト認ムル者ニ付テハ、当該教授ノ思想内容等ヲ聴取
スルト共ニ必要ナル措置ヲ講ジツツアリ。

(註) 各大学ニ於ケル講義ノ状況左ノ如シ。

東京帝国大学 昭和十年度「憲法講義案」ニ於テ
ハ其ノ内容ヲ改訂スルト共ニ、全般ニ亘ツテ
「憲法義解」ノ説明ヲ引用ス。

京都帝国大学 憲法担任教授ヲ代へ、憲法解釈ノ
基礎ヲ歴史的事実ニオキ、天皇ト国家トノ間ニ
所謂機関關係ヲ認メズ。

東北帝国大学 従来通り天皇主体説ニ拠リ講義ヲ
行ヒ居レリ。

九州帝国大学 天皇主体説ニ拠リ講義ヲ行ヒ居レ
リ。

東京商科大学 講師美濃部達吉ハ本年四月辭職セ
リ。

神戸商業大学 講師佐々木惣一ハ本年五月辭職セ
リ。

其ノ他公私ノ各大学ニ於テハ訓令其ノ他文部省ノ
方針ニ基キ夫々処置ヲ講ジツツアリ、即チ或ハ従
来ノ教師ノ変更、学説講義内容ノ更改、著書ノ絶
版、改訂、論文ノ発表等改善ノ跡著シ。

2、教科書ニ対スル処置

法制経済ノ教科書中国体明徴ニ関シ不適當ト思料セ
ラルルモノニ対シテハ使用セシメザルコトトス。

3、法制経済科修身科担任教員及学生生徒主事協議会ノ開
催

官公私立高等学校、官立専門学校法制経済科担任教
員及帝国大学官公立大学、高等学校、専門学校学生
生徒主事ヲ召集シテ協議会ヲ開催シ、「法制経済科
並修身科ノ教授内容ヲシテ一層国体明徴ノ効果ヲ挙

ゲシムル方法」ニ関シ協議セリ。

4、直轄諸学校ニ於ケル特別講義

直轄諸学校ニ於ケル特別講義ニ於テハ夙ニ我が国体及国民性ヲ明ニシ思想問題ニ関シ健全ナル常識ヲ養ハシムルヲ目的トシタルガ、本年度ニ於テハ一層国体明徴ニ関スル訓令ノ趣旨ノ徹底ヲ期スべく、各学校当局ト協力シテ実施シツツアリ。

一、憲法関係者著書ニ関スル処置

1、発売頒布禁止、改訂下命

美濃部達吉著「憲法撮要」「逐条憲法精義」「日本憲法ノ基本主義」ノ発売頒布ヲ禁止シ、同人著「現代憲政評論」「議会政治の検討」ニ付テハ次版改訂ヲ命ジタリ。

尚今後所謂機関説ヲ主張スル出版物ノ発行セラレタル場合ニ於テハ之ニ対シ同様発売頒布禁止、削除其ノ他適當嚴重ナル処置ヲ為シ此種出版物ノ絶滅ヲ期ス。

2、絶版

副島義一著「日本帝国憲法論」、田島忍著「帝国憲法逐条要義」、森口繁治著「帝国憲法」、市村光惠著「帝国憲法論」外二十数種ノ憲法著書及約十種ノ法学通論著書ハ当局ノ注意ニ依リ又ハ自発的ニ絶版ニ附シタリ、尚引続キ調査中ニ付、既刊ノ著書ニシテ所謂機関説ヲ説述セルモノアラバ同様処置スル方針

ナリ。

3、司法処分

美濃部達吉(採消)ノ所謂機関説ハソノ行文用語妥当ヲ欠キ説明ノ方法ト相俟ツテ出版法第二十七条ノ安寧秩序ヲ害スル罪ニ当ルモノト認メラルルモ、(加筆・朱書)「二対スル事件ハ」諸般ノ事情ヲ考慮シ(採消)「不起訴」起訴猶予(採消)ニセラレ(加筆・朱書)「処分ニ付シ」タルガ、今後機関説(採消)ニ付テ之ト同一ニ見ラレル出版物ガ出デタル場合ニハ出版法違反トシテ取扱フ。(加筆・朱書)「関スル新ナル出版物ハ出版法ニ依リ取締ル方針ナリ。」

(注記27)

参考
〔加筆〕
○昭和十年八月三日声明

恭シク惟ミルニ、我が国体ハ天孫降臨ノ際下シ賜ヘル御神勅ニ依リ昭示セラルル所ニシテ、万世一系ノ天皇國ヲ統治シ給ヒ、宝祚ノ隆ハ天地ト与ニ窮ナシ。サレバ憲法發布ノ御上諭ニ「國家統治ノ大権ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ」ト宣ヒ、憲法第一条ニハ「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ト明示シ給フ。即チ大日本帝国統治ノ大権ハ儼トシテ天皇ニ存スルコト明ナリ。若シ夫レ統治権ガ天皇ニ存セズシテ天皇ハ之ヲ行使スル為ノ機関ナリト為スガ如キハ、是レ全ク万邦無比ナル我が国体ノ本義ヲ愆ルモノナリ。

近時憲法學説ヲ繞リ国体ノ本義ニ関聯シテ兎角ノ論議ヲ見ルニ至レルハ寔ニ遺憾ニ堪ヘズ。政府ハ愈々国体ノ明徴ニ力ヲ効シ其ノ精華ヲ發揚センコトヲ期ス。乃チ茲ニ意ノ在ル所ヲ述ベテ

(注記25)

(注記26)

広ク各方面ノ協力ヲ希望ス。

参考 文部大臣ノ訓令

文部省訓令第四号

北海道庁長官 府県知事

帝国大学総長 官立大学長

高等師範学校長 直轄諸学校長

公私立大学専門学校及高等学校長

方今内外ノ情勢ヲ稽フルニ刻下ノ急務ハ実ニ建国ノ大義ニ基キ日本精神ヲ作興シ国民的教養ノ完成ヲ期シ由テ以テ国本ヲ不拔ニ培フニ在リ我ガ尊嚴ナル国体ノ本義ヲ明徴ニシ之ニ基キテ教育ノ刷新ト振作トヲ図リ以テ民心ノ嚮フ所ヲ明ニスルハ文教ニ於テ喫緊ノ要務トスル所ナリ此ノ非常ノ時局ニ際シ教育及學術ニ関与スル者ハ真ニ責任ノ重且大ナルヲ自覚シ叙上ノ趣旨ヲ体シ苟モ国体ノ本義ニ疑惑ヲ生ゼシムルガ如キ言説ハ嚴ニ之ヲ戒メ常ニ其ノ精華ノ發揚ヲ念トシ之ニ由テ自己ノ研鑽ニ努メ子弟ノ教養ニ励ミ以テ其ノ任務ヲ達成セムコトヲ期スベシ

昭和十年四月十日

文部大臣 松田源治

極秘

(加筆) 二〇、九、二七 思想局長ヨリ受

(参考)

○憲法學說ノ現況 (昭和十年九月)

東大教授

上智大講師 (休講)
中央大講師

宮澤俊義 (担当学科) 憲法

(従来純粹法学ニシテ機関説ヲ含ム)

昭和十年度「憲法講義案」ニ於テハ従来ノ要注意箇所ヲ各所ニ亘リ訂正削除シタリ、ソノ主ナル内容ヲ要約スレバ、

(1) 帝国憲法ノ法源トシテ新ニ帝国憲法ノ告文、憲法發布勅語、皇室典範ヲ附加シ各所ニ多数ニ「憲法義解」ノ説明ヲ

引用ス

(2) 国家法人説ハ従来之ヲ是認シタルモ今日ハ一切之ニ触レズ

(3) 従来ノ民主的傾向アル主權ノ説明ヲ削除シ又統治權ノ主体

ニ関シテハ一切言明セズ

(4) 天皇ニ関スル説明ハ

(イ) 従来「第四章国家機関組織第二節天皇」ナル項目ニテ取

扱ヒタルヲ新ニ「第三章国家組織第一節天皇」ナル項目

ニ変更シ其ノ説明中ニモ天皇ニ関シテハ機関ナル文字ヲ

一切使用セズ

(ロ) 天皇ノ御地位ニ就テハ従来使用セル「天皇ノ地位ノ特殊

性」ナル語ヲ「天皇ノ身位」ニ改メ又天皇ノ神聖不可侵

ノ説明ニ就テハ新ニ「憲法義解」ノ説明ヲ以テ説明トナ

ス

東大教授

早大講師 野村淳治(担当学科)

行政法、国法学(東大)、憲法(早大)

憲法、行政法(明大)

(従来民主的傾向アル機関説ナリ)

- 一、明大ニ於テハ本年四月教授会ニ於テ機関説ノ講義ハ行ハシメザル決定ヲ行ヒ、同教授モ之ヲ承認シテ講義ヲ為シ居レリ

- 二、早大ニ於テハ第一期ハ自著「憲法提要」ヲテキストトシテ使用セルモ同書ハ機関説ヲ内容トシ最近内務当局ノ警告ニヨリ自ラ絶版セリ依テ其ノ後図書ヲ使用シ居ラズ
- 三、本省ニ於テハ八月十七日早大当局ヲ招致シ同教授ノ学説内容ニ関シ注意ヲ与ヘタリ

関西学院大教授 中島 重 (担当学科) 国家原論、憲法

(従来基督教社会主義的内容ノ思想ニシテ機関説ナリ。副署ノ拒否ヲ含ム)

- 一、自著「日本憲法論」ハ内務当局ノ警告ニヨリ自発的ニ絶版ス
- 二、本省ニ於テハ八月九日大学当局ヲ招致シ同教授ノ学説内容ニ関シ注意ヲ与ヘタリ

同志社大助教授 田畑 忍 (担当学科) 法制経済、政治学、

憲法

(従来唯物主義的階級国家観ニシテ機関説ヲ含ム、詔勅非議アリ)

本省ニ於テハ八月九日大学当局ヲ招致シ同教授ノ学説内容ニ関シ注意ヲ与ヘタルトコロ大学当局ヨリ左ノ如ク回答アリ

- 一、本人ハ本年度ヨリ講義内容ヲ一新シ現在迄別段遺憾ノ点ナ

シ、又問題トナルベキ箇所ニハ未ダ講義進展シ居ラズ從ツテ原稿モ未調製ナルモ爾今本省ノ意ヲ体シ遺漏ナク改訂スル由ナリ

- 二、著書「帝国憲法逐条要義」ハ絶版セリ
 - 三、従来肯定セル詔勅非議ニ付テハ一応美濃部説ヲ遵奉シタルニ過ギズシテ今回其ノ非ヲ自覚セリ
 - 四、著書中「權利ノ内容ハ……：不平等ヲ神聖視スルトコロノモノ云々」ノ神聖視ナル語ハ不適當ナリト認メ居レリ
- 早大教授 中野登美雄 (担当学科) 憲法、公法学

(従来純粹法学的立場ニシテ機関説ヲ含ム)

- 一、昭和十年五月発行中央公論所載「憲法學說と政治と世界観」ノ内容ハ著シク日本精神の傾向ヲ是認シ憲法學ノ民族精神的發展ノ必要ヲ主張シ従来ノ立場ト大イニ異ナル主張ヲ為スニ至レリ、即チ

(1) 従来ノ自由民主主義ヲ基礎トセル抽象的ナル形式論理ノ憲法學說ニ対シ積極的態度ヲトル

(2) 文化的精神的具体的ヲ基調トスル実體論理ノ憲法學說ニ左祖シ憲法ハ民族精神ノ基礎ノ上ニ解釈スベシトナス

(3) 所謂機関説問題惹起ノ原因ハ憲法學ノ方法論ニ存スルトナシ日本主義運動ハ此ノ点ニツキ根本的意義ヲ有スルモノトナス

- 二、現在テキストヲ使用セズ但シ講義ノ参考書トシテ伊藤博文著「憲法義解」ヲ使用ス

三、本省ニ於テハ八月十七日早大当局ヲ招致シ最近ノ論文（中央公論五月号）ニ依レバ改説ノ跡ヲ認メ得ルモ尚講義内容調査スベキ旨注意ヲ与ヘタリ

関大教授 吉田一枝（担当学科）政治学史（昨年憲法担任）

（従来民主的傾向アル機関説ナリ、詔勅非議アリ）

一、昭和十年六月十五日発行ノ関西大学研究論集第三号所載

「日本憲法特質論」ノ内容ニヨレバ全ク惟神之大道、国体

ノ本義ヲ基トスル学説ヲ主張スルニ至レリ、即チ

(1) 日本憲法ハ惟神之大道ニ基キ制定セラレタルモノニシテ

憲法ノ三聖論ト不可分ノ関係ヲ有ス

(2) 天皇ハ現人神ナリ、自主固有ノ国家表現人ニシテ統治権

総攬ノ主体ナリ

(3) 憲法ハ大権中心主義ヲトリ所謂三権ノ発動ハ悉ク大権ニ

淵源帰一ス

(4) 臣民ノ権利義務ノ保障ハ天皇ヨリ賦与セラレタルモノナ

リ

二、昨年ノ「日本憲法講義案」ハ内務当局ノ警告ニヨリ自発的

ニ改訂シ同旧版ハ絶版ス

慶大教授 浅井 清（担当学科）憲法、行政法

（従来純粹法学的立場ヲトリ機関説ヲ含ム）

一、今春左記著書ヲ自発的ニ絶版セリ

「憲法学概論」―昭和四年四月発行

「法学的国家論」―昭和五年七月発行

「日本憲法講話」―昭和九年四月発行

二、現在使用セル本人著教科書左ノ如シ

(イ)「独逸憲法原論」

(ロ)「明治立憲思想史に於ける英国議會制度の影響」

(ハ)「日本行政法総論」

(ニ)「（採道）（加筆）シテ右教科書中(イ)ハ独逸憲法論ニシテ(ロ)ハ歴史的

ノ説明ナリ、(ハ)ハ純粹法学的思想ニシテ天皇ヲ機関トシテ

説明ス

明大教授 竹内 雄（担当学科）憲法

（従来ハ普通ノ機関説ナリ）

教授会ニ於テ機関説ノ講義ヲ行ハシメザルコトヲ決定シ部長ヨ

リ同教授ニ右趣旨ヲ伝達スルトコロアリタルガ同教授ハ之ヲ承

認シテキスト自著「憲法原論」中機関説ノ箇所ヲ修正シテ講義

ス

立大
上智教授

日大
拓大講師

中村進午（担当学科）

憲法（立大、上智大）、国際

公法（早大、日大、拓大）

（従来詔勅非議、副署拒否等ノ内容ヲ含ミタル学説ナリ）

一、上智大ニテハ四月憲法講義開講ニ当リ大学当局ヨリ本人ノ

憲法学説ニ関スル意嚮ヲ訊シタルトコロ本人ハ機関説ニ反

対スル旨明言シタルニヨリ従来通り講義ヲ行ハシメ居レリ

二、立大ニテハ憲法講座ニツキ特ニ処置ヲ講ゼザルモ本人ハ当

局ニ対シ機関説反対ヲ明言シタリ

九大教授 河村又介 (担当学科) 憲法

(従来稍民主的傾向アル機関説ナリ)

- 一、四月三田村法文学部長ハ文相ヲ訪問シ今後同学部ノ憲法講座ニ於テハ機関ノ字句ヲ抹殺シ主体説ヲ以テ代フルコトヲ申立テタリ

- 二、現在井上密講述「大日本帝国憲法講義」(主体説)ニ準拠シ講義シ居レリ

京大教授 渡邊宗太郎 (担当学科) 行政法

(従来単純ナル機関説ナリ)

- 一、四月二十三日附憲法講座兼担ヲ免ゼラレ行政法第二講座兼担トナル

- 二、昭和九年度プリントヲ自發的ニ絶版ス

早大教授 藤井新一 (担当学科) 英法(早大)、政治史(日大)

(従来機関説ナリ、副署ノ拒否ヲ含ム)

法大教授ハ昨年退職シ現在本人ガ憲法ヲ担任セル学校ナシ

立命館大 佐々木惣一 (担当学科) 憲法

(従来単純ナル機関説ナリ)

五月神戸商大講師 (憲法担当) ヲ解職セラレ同学憲法講座ハ休講ス

明大講師 野村信孝 (担当学科) 憲法
専修大講師

(従来単純ナル機関説ナリ、副署ノ拒否ヲ含ム)

- 一、著書「改訂憲法大綱」(昭和八年五月発行訂正六版)ヲ自發的ニ絶版シ本年六月同三訂七版ヲ発行ス 新版ニ於ケル従来ノ要注意箇所ノ訂正左ノ如シ

- (1) 巻頭ニ憲法ノ告文、憲法發布勅語、帝国憲法上論ヲ附加ス

- (2) 従来ノ憲法ノ解釈ハ単ニ法意ノ探究ニアリトナセルヲ制定者ノ意思ヲ基調トシテ之ヲ探究スベシトナス

- (3) 従来天皇ヲ国家機関トナセルヲ天皇ハ当然固有ニ国家ヲ表現スル統治ノ主体ニシテ且天皇即チ国家ナリトナス (但国家ハ従来通り公法人ニシテ統治権ノ主体ナリトス)

- (4) 従来副署ノ拒否ヲ肯定シタルヲ当該場合ニハ國務大臣ハ辭職スベシトナス

- 二、著書「法制經濟概要」(昭和十年九月十五日発行初版)ノ主ナル内容ヲ要約スレバ

- (1) 国家ハ統治権ノ主体ナリ

- (2) 天皇ハ国家ヲ表現シ当然固有ニ其ノ統治意思ヲ作製セラルルモノニシテ即チ統治活動ノ主体ナリ (天皇ニ關シテハ機関ナル文字ハ使用セズ)

- (3) 帝国憲法第一号ハ我国ノ国体ヲ宣示シタルモノナリ

- (4) 國務ニ關スル詔勅ニ付テハ総テ國務大臣ノ副署ヲ要ス

○憲法学説問関ノ処置

関西学院大学教授 中島 重

本人ハ四、五月頃法文学部長ニ対シ爾今機関説ヲ講義セザル旨申出タリ本省ハ本人ノ憲法學説ヲ調査シタル結果八月九日大学当局ヲ招致シ機関説ヲ説カズト云フモ其ノ根本思想ヲ改メザル限リ無意味ニテ機関ノ語句ヲ避ケ其他誤解ヲ招クガ如キ説明ヲナサズト云フモ果シテ如何ナル講義ヲナシ居ルヤ実情ヲ調査スベキコト又著書発売禁止等ノ場合ハ其ノ教職ヨリ退ク事ハ必然ノ結果ナル旨ヲ述ベ注意セリ

学校当局ハ右注意ヲ諒承シ善処スベキ旨答ヘタリ
尚本人ハ自著「日本憲法論」ヲ自発的ニ絶版セリ

同志社大学 助教授(大学、専門部) 田畑 忍
講師(高等商業部)

本人ハ三月高等商業学校長ニ対シ今後機関ノ語句其ノ他誤解ヲ招クベキ説明ハ避クベキ旨申出タリ、本省ニ於テハ本人ノ憲法學説ヲ調査ノ結果八月九日大学当局ヲ招致シ語句ヲ改変スルモ内容之ニ伴フヤ否ヤ現在ノ講義内容ヲ調査スベキコト又著書発売禁止等ノ場合ハ在職ノ不可ナルコトヲ述ベ注意ヲ与ヘタリ、其ノ後学校当局ノ報告ニ依レバ本年度ヨリ講義内容ヲ一新シ別段遺憾ノ点ナク尚本省ノ意ヲ体シ十分改訂スベク著書「帝國憲法逐条要義」ハ絶版セリ

東大教授(東大ニテハ憲法ヲ講義セズ)

野村淳治

早大講師

早大教授

中野登美雄

同 中村彌三次

本省ニ於テハ夫々本人ノ憲法學説ヲ調査ノ結果八月十七日早大当局ヲ招致シ

野村講師ノ現在ノ講義内容ヲ調査スベキコト
中野教授ニ付テハ七月其ノ學位論ヲ法學部ニ於テ審査ノ際字句其ノ他ヲ訂正シタル事実ニ見ルモ轉向著シキモノノ如シ、又中央公論五月号所載論文ニ依レバ改説ノ跡ヲ認メ得ルモ尚現在ノ講義内容ヲ調査スベキコト

中村教授ハ四月美濃部氏ノ後任トシテ初メテ憲法講義ヲ担当シタルニ依リ十分注意セルモノト認ムルモ右同様留意スベキコトヲ伝ヘ夫々注意ヲ与ヘタリ

◎使用禁止ノ法則、經濟教科書

本年六月七日付ヲ以テ各高等学校長及大学予科長ニ対シ左記圖書ハ教科書トシテ使用ノ件認可申請アリタルガ不適當ナル個所アリテ今回不認可ト相成リタルヲ以テ爾今採用セザルコトヲ依命通牒セリ

小松泰馬著 法律學概論

野村信孝著 法制經濟大意

○「憲法教育資料」發行予定一覽

一、日本國體ノ本義

広島文理大教授 西 晋一郎

国民精神文化研究所研究嘱託 吉田熊次
国民精神文化研究所員 紀平正美

一、帝国憲法制定ノ由来

維新史料編纂官 藤井甚太郎

一、帝国憲法ノ根本義

東大名譽教授 寛克彦
台北帝大教授 井上孚磨
東北帝大教授 廣濱嘉雄

一、外国憲法ノ趣旨及其ノ歴史(帝国憲法トノ比較)

京大教授 牧健二

一、最近ニ於ケル国家學說・憲法學說

国民精神文化研究所員 藤澤親雄
同 上 大串兔代夫

〔中表紙(加筆・朱書)修正スミ〕公表ノ分 (昭和一〇、一〇、一調)

国体明徴ノ為執リタル処置概要

国体明徴ノ為執リタル処置概要 (昭和一〇、一〇、一調)

国体明徴ノ為執リタル処置概略左ノ如シ。

一、憲法ノ講義ニ関スル処置

(1) 担当教授、講座、講義内容等ニ対スル処置

(イ) 文部省ニ於テハ担当教授ノ学説ヲ其ノ著書、講義案、論文等ニ依リ詳細ニ調査スルト共ニ其ノ

推移ニ関シテ注意シ、右ノ調査ニ基キ必要ト認

ムル者ニ付テハ、当該教授ノ思想内容等ヲ聴取スルト共ニ必要ナル措置ヲ講ジツツアリ

(ロ) 帝国大学、公私立大学等ニ於テハ文部省ノ訓令

其ノ他文部省ノ方針ニ従ヒ、法制科教授殊ニ憲法ノ担当教授・講師ノ選任、担当講座ノ変更、講義内容ノ改善ニ適當ナル措置ヲ講ジタリ。

東京、京都、東北、九州各帝国大学 何レモ機

関説ノ講義ヲ為サズ。

東京商科大学 講師美濃部達吉ハ本年四月辭職

シ目下休講中ナリ。

神戸商科大学 講師佐々木惣一ハ本年五月辭職

シ目下休講中ナリ。

其ノ他公私各大学トモ機関説ヲ排除セリ。

(2) 教科書ニ対スル処置

〔法制經濟ノ〕教科書中国体明徴ニ関シ不適当ト思

料セラルルモノニ対シテハ之ヲ使用セシメザルコトトス。

(3) 法制經濟科修身科担任教員及学生主事協議会ノ開催

官公私立高等学校、官立専門学校法制經濟科担任

教員及帝国大学官立大学、高等学校、専門学校

学生生徒主事ヲ召集シテ協議会ヲ開催シ、「法制

經濟科並修身科ノ教授内容ヲシテ一層国体明徴ノ
効果ヲ擧ゲシムル方法」ニ関シ協議セリ。其ノ結
果大要ヲ示セバ左ノ如シ。

一、法制科特ニ憲法ノ講義ニ於テハ憲法發布ノ
際ニ於ケル御告文、勅語、上諭ヲ明ニシ、
之ヲ基トシテ講義スルヲ要ス。

一、今後ハ教師自ラ一層国史ノ研究ヲ十分ニ
シ、以テ我方国体ノ真義ヲ体得スルニ努ム
ルヲ要ス。

一、国体ノ明徴ハ我方歴史ノ正シキ認識ヲ基ト
スルヲ以テ文科方面ニ於テハ勿論理科方面
ニ於テモ特ニ国史ノ真髓ヲ理解セシムルニ
一層力ヲ尽サザルベカラズ。

一、諸外国ノソレト比較研究スルコトニ依リ一
層我方国ノ尊嚴性ヲ把握セシムルコト大切
ナリ。

一、国体ノ明徴ヲ期スルニハ智育偏重ヲ排シテ
德育ニ重キヲ置キ理論ヨリモ実践ノ指導ニ
努ムルヲ要ス。

(4) 直轄諸学校ニ於ケル特別講義

直轄諸学校ニ於ケル特別講義ハ、夙ニ我方国体及
国民性ヲ明ニシ思想問題ニ関シ健全ナル常識ヲ養
ハシムルヲ目的トスルモノナルガ、本年度ニ於テ
ハ一層国体明徴ニ関スル訓令ノ趣旨ノ徹底ヲ期ス

べく、各学校当局ト協力シテ之ガ実施ヲ為シツツ
アリ。例ヘバ本年度ニ行ハレタル特別講義ノ題目
ニハ、黒板勝美「日本ノ学問ノ自主」(七高)、山
田孝雄「国体ノ尊嚴ト国民精神」(仙台高工)ノ
如キモノアリ、今後益々各種ノ学校ニ亘リ本制度
ノ整備充実ニ力ヲ効サントス。

一、憲法関係出版物ニ関スル処置

(1) 発売頒布禁止、改訂

美濃部達吉著「憲法撮要」「逐条憲法精義」「日本
憲法ノ基本主義」ノ発売頒布ヲ禁止シ、同人著
「現代憲法評論」「議會政治ノ検討」ニ付テハ
〔抹消次版〕改訂ヲ命ジタリ。

尚今後モ同様発売頒布禁止、削除其ノ他適當嚴重
ナル処置ヲ為シ此種出版物ノ絶滅ヲ期シタリ。

(2) 絶版

田島忍著〔細〕「帝国憲法逐条要義」、森口繁治著「帝
国憲法」、市村光惠著「帝国憲法論」外二十数種
ノ憲法著書及約十種ノ法学通論著書ハ当局ノ注意
ニ依リ又ハ自發的ニ絶版ニ付シタリ、尚〔抹消引統〕キ
調査中ナルヲ以テ即刊ノ著書ニシテ同様ノモノ
アラバ嚴重処置スル方針ナリ。

(3) 司法処分

〔抹消今後〕機関説ニ関スル新ナル出版物ハ出版法ニ依
リ取締ル方針ナリ。

一、国体観念徹底ニ関スル処置

(1)訓令、訓示、指示

昭和十年四月十日文部大臣ヨリ国体明徴ニ関スル訓令ヲ発シ、各種ノ会議会同ノ際等ニ於テ夫々主管大臣ヨリ訓示、指示ヲ与ヘ以テ徹底ヲ期セリ。

(2)研究、講習、講演

各省ニ於ケル常設ノ講習所又ハ定例ノ各種講習会ヲ利用シ、又ハ臨時特ニ講習会、講演会ヲ開催シテ国体観念ヲ涵養スルニ努ム。文部省ニ於テハ特ニ憲法講習会ヲ開催シ官公私立高等学校専門学校長、官公私立高等学校専門学校法制作身担任及生徒主事、帝国大学官公私立大学学生主事其ノ他関係者ニ聴講セシメタリ。又国体ヲ明徴ナラシムルコトヲ根本精神トシテ設立セラレタル国民精神文化研究所ニ在リテハ、益々其ノ研究ヲ進メ、其ノ成果ハ之ヲ刊行配付シテ普及ヲ図ルト共ニ、年二回六ヶ月間全国師範学校、中学校教諭ヲ集メ、徹底的ニ国体観念体得ノ教育ヲ施シツツアリ。将来益々施設ヲ拡充シ、真ノ日本ノ学問文化ノ建設ニ努メントス。殊ニ法政方面ニ於テハ研究目標ヲ日本国家学ノ確立ニ置キテ根本的研究ヲ盛ンナラシメツツアリ。其ノ研究題目一、ニヲ挙グレバ左ノ如シ。

帝国憲法ト皇室典範

大串 所員

教育勅等ト帝国憲法ノ關聯性 藤澤研究嘱託

尚中央ニ於ケル国民精神文化研究所ノ設置ト同様ノ精神ヲ以テ各道府県ニ国民精神文化講習所ヲ設置シ目下鋭意其ノ事業ヲ進メツツアリ。

(3)憲法教育資料ノ作成配付

夙ニ国体明徴ニ関スル資料ヲ作成シテ之ヲ配付シ教養ニ資シツツアリ。最近文部省主催憲法講習会ニ於ケル金子伯爵ノ講演「帝国憲法制定ノ精神、欧米各国学者政治家ノ評論」ハ之ヲ小冊子トシテ広ク配付スルト共ニ、一定ノ条件ノ下ニ公刊ヲ許可シテ其ノ普及ヲ図レルガ、尚引続キ多数ノ憲法教育資料ヲ発行スル予定ニシテ、其ノ内一、二ノ題目及執筆者ヲ挙グレバ左ノ如シ。

日本国体ノ本義

広島文理科大学教授 西 晋一郎

帝国憲法制定ノ由来

維新史料編纂官 藤井甚太郎

帝国憲法ノ根本義

東京帝国大学名誉教授 筧 克彦

又国民精神文化研究所ニ在リテハ、日本文化ニ関スル文献ヲ蒐集大成シ国体ノ本義並日本精神ニ関スル資料ヲ蒐集シテ日本文化ニ関スル一大選集ノ編纂ヲ企図シツツアリ。

(中表紙)
〔注記29〕

国体明徴ノ為執リタル処置概要

(昭和一〇、一〇、一調)

国体明徴ノ為執リタル処置概要 (昭和一〇、一〇、一調)
国体明徴ノ為執リタル処置概略左ノ如シ。

一、憲法ノ講義ニ関スル処置

(1) 担当教授、講座、講義内容等ニ対スル処置

(イ) 文部省ニ於テハ担当教授ノ学説ヲ其ノ著書、講義案、論文等ニ依リ詳細ニ調査スルト共ニ其ノ推移ニ関シテ注意シ、右ノ調査ニ基キ必要ト認ムル者ニ付テハ、当該教授ノ思想内容等ヲ聴取スルト共ニ必要ナル措置ヲ講ジツツアリ。

(ロ) 帝国大学、公私立大学等ニ於テハ文部省ノ訓令其ノ他文部省ノ方針ニ従ヒ、法制科教授殊ニ憲法ノ担当教授・講師ノ選任、担当講座ノ変更、講義内容ノ改善ニ適當ナル措置ヲ講ジタリ。

東京、京都、東北、九州各帝国大学 何レモ機関説ノ講義ヲ為サズ。

東京商科大学 講師美濃部達吉ハ本年四月辭職シ目下休講中ナリ。

神戸商科大学 講師佐々木惣一ハ本年五月辭職シ目下休講中ナリ。

其ノ他公私各大学トモ機関説ノ講義ヲ排除セリ。

(2) 教科書ニ対スル処置

(注記30)

〔採道〕
〔法制経済ノ〕教科書中国体明徴ニ関シ不適当ト思料セラルルモノニ対シテハ之ヲ使用セシメザルコトトス。

(3) 法制経済科修身科担任教員及学生主事協議会ノ開催
官公立高等学校、官立専門学校法制経済科担任教員及帝国大学官立大学、高等学校、専門学校学生主事ヲ召集シテ協議会ヲ開催シ、一法制経済科並修身科ノ教授内容ヲシテ一層国体明徴ノ効果ヲ挙ゲシムル方法ニ関シ協議セリ。其ノ結果大要ヲ示セバ左ノ如シ。

一、法制科特ニ憲法ノ講義ニ於テハ憲法発布ノ際ニ於ケル御告文、勅語、上諭ヲ明ニシ、之ヲ基トシテ講義スルヲ要ス。

一、今後ハ教師自ラ一層国史ノ研究ヲ十分ニシ、以テ我が国体ノ真義ヲ体得スルニ努力ヲ要ス。

一、国体ノ明徴ハ我が歴史ノ正シキ認識ヲ基トスルヲ以テ文科方面ニ於テハ勿論理科方面ニ於テモ特ニ国史ノ真髓ヲ理解セシムルニ一層力ヲ尽サザルベカラズ。

一、諸外国ノソレト比較研究スルコトニ依リ一層我が国ノ尊厳性ヲ把握セシムルコト大切ナリ。

一、国体ノ明徴ヲ期スルニハ智育偏重ヲ排シテ

德育二重キヲ置キ理論ヨリモ実践ノ指導ニ
努ムルヲ要ス。

(4)直轄諸学校ニ於ケル特別講義

直轄諸学校ニ於ケル特別講義ハ、夙ニ我方国体及
国民性ヲ明ニシ思想問題ニ関シ健全ナル常識ヲ養
ハシムルヲ目的トスルモノナルガ、本年度ニ於テ
ハ一層国体明徴ニ関スル訓令ノ趣旨ノ徹底ヲ期ス
ベク、各学校当局ト協力シテ之ガ実施ノ為シツツ
アリ。例ヘバ本年度ニ行ハレタル特別講義ノ題目
ニハ、黒板勝美「日本ノ学問ノ自主」(七高)、山
田孝雄「国体ノ尊嚴ト国民精神」(仙台高工)ノ
如キモノアリ、今後益々各種ノ学校ニ亘リ本制度
ノ整備充実ニ力ヲ効サントス。

一、憲法関係出版物ニ関スル処置

(1)発売頒布禁止、改訂

美濃部達吉著「憲法撮要」「逐条憲法精義」「日本
憲法ノ基本主義」ノ発売頒布ヲ禁止シ、同人著
「現代憲政評論」「議會政治ノ検討」ニ付テハ
〔抹消次版〕改訂ヲ命ジタリ。

尚今後モ同様発売頒布禁止、削除其ノ他適當嚴重
ナル処置ヲ為シ此種出版物ノ絶滅ヲ期シツツア
リ。

(2)絶版

田〔抹消島〕〔加筆畑〕忍著「帝国憲法逐条要義」、森口繁治

(注記32)

「帝国憲法」、市村光惠著「帝国憲法論」外二十数
種ノ憲法著書及約十種ノ法学通論著書ハ当局ノ注
意ニ依リ又ハ自発的ニ絶版ニ付シタリ、尚〔抹消引続
キ〕調査中ナルヲ以テ即刊ノ著書ニシテ同様ノモ
ノアラバ嚴重処置スル方針ナリ。

(3)司法処分

〔抹消美濃部達吉〕ニ対スル事件ハ、諸般ノ事情ヲ考慮
シ、起訴猶予処分ニ付シタルガ、今後〔加筆機関〕説ニ
関スル新ナル出版物ハ出版法ニ依リ取締ル方針ナ
リ。

(注記33)

一、国体觀念徹底ニ関スル処置

(1)訓令、訓示、指示

昭和十年四月十日文部大臣ヨリ国体明徴ニ関スル
訓令ヲ発シ、各種ノ会議会同ノ際等ニ於テ夫々主
管大臣ヨリ訓示、指示ヲ与ヘ以テ徹底ヲ期セリ。

(2)研究、講習、講演

各省ニ於ケル常設ノ講習所又ハ定例ノ各種講習会
ヲ利用シ、又ハ臨時特ニ講習会、講演会ヲ開催シ
テ国体觀念ヲ涵養スルニ努ム。文部省ニ於テハ特
ニ憲法講習会ヲ開催シ官公私立高等学校専門學校
長、官公私立高等学校専門學校法制修身担任教員
及生徒主事、帝国大学官公私立大学学生主事其ノ
他関係者ニ聴講セシメタリ。又国体ヲ明徴ナラシ
ムルコトヲ根本精神トシテ設立セラレタル国民精

(注記31)

神文化研究所ニ在リテハ、益々其ノ研究ヲ進メ、其ノ成果ハ之ヲ刊行配付シテ普及ヲ図ルト共ニ、年二回六ヶ月間全国師範学校、中学校教諭ヲ集メ、徹底的ニ国体観念体得ノ教育ヲ施シツアリ。将来益々此ノ施設ヲ拡充シ、真ノ日本ノ学問文化ノ建設ニ努メントス。殊ニ法政方面ニ於テハ研究目標ヲ日本国家学ノ確立ニ置キテ根本的研究ヲ盛ンナラシメツツアリ。其ノ研究題目ノ一、二ヲ挙グレバ左ノ如シ。

帝国憲法ト皇室典範

大 串 所員

教育勅語ト帝国憲法ノ關聯性

藤澤研究囑託

尚中央ニ於ケル国民精神文化研究所ノ設置ト同様ノ精神ヲ以テ各道府県ニ国民精神文化講習所ヲ設置シ目下鋭意其ノ事業ヲ進メツツアリ。

(3)憲法教育資料ノ作成配付

夙ニ国体明徴ニ関スル資料ヲ作成シテ之ヲ配付シ教養ニ資シツツアリ。最近文部省主催憲法講習会ニ於ケル金子伯爵ノ講演「帝国憲法制定ノ精神、欧米各国学者政治家ノ評論」ハ之ヲ小冊子トシテ広く配付スルト共ニ、一定ノ条件ノ下ニ公刊ヲ許可シテ其ノ普及ヲ図レルガ、尚引続キ多数ノ憲法教育資料ヲ発行スル予定ニシテ、其ノ内一、二ノ題目及執筆者ヲ挙グレバ左ノ如シ。

日本国体ノ本義

広島文理科大学教授 西 晋一郎

帝国憲法制定ノ由来

維新史料編纂官 藤井甚太郎

帝国憲法ノ根本義

東京帝国大学名誉教授 寛 克彦

又国民精神文化研究所ニ在リテハ、日本文化ニ関スル文献ヲ蒐集大成シ国体ノ本義並日本精神ニ関スル資料ヲ蒐集シテ日本文化ニ関スル一大選集ノ編纂ヲ企図シツツアリ。

(後 略)

(注記 1)

「一」(簿冊内件名番号)

(注記 2)

「四」(簿冊内件名番号)

(注記 3)

「秘」

(注記 4)

「五」(簿冊内件名番号)

(注記 5)

「昭和十二年勅令二五六で廃止」

(注記 6)

「六」(簿冊内件名番号)

〔注記7〕

「七」(簿冊内件名番号)

〔注記8〕

「八」(簿冊内件名番号)

〔注記9〕

〔朱書・ママ〕
「九」

〔注記10〕

「九」(簿冊内件名番号)

〔注記11〕

「一〇」(簿冊内件名番号)

〔注記12〕

「一一」(簿冊内件名番号)

〔注記13〕

「一二」(簿冊内件名番号)

〔注記14〕

「趣旨」

〔注記15〕

「一三」(簿冊内件名番号)

〔注記16〕

「組織」

〔注記17〕

「一四」(簿冊内件名番号)

〔注記18〕

「一五」(簿冊内件名番号)

〔注記19〕

〔加筆・朱書〕
「本書八十年九月二十七日閣議ニ報告スル目的ヲ以テ作成シタルモノナリ。閣議直前大角海相ハ、此ノ前文ハ反ッテ紛糾ノ種子ヲマク爆発性ノモノナリト主張シ、依テ閣議ニハ之ヲ削除シテ提出

シタルガ、閣議ニ於テ種々意見アリ。之ヲ公表スルナラバ更ニ改訂整備スルコトトシ次ノ閣議ニ提出ノコトニ決ス」

〔注記20〕

「一六」(簿冊内件名番号)

〔注記21〕

〔加筆・朱書〕
「海相 削除スベシ」

〔注記22〕

〔加筆・朱書〕
「海相 順序ヲカヘ憲法講義及著書ヲ先ヘ出シ他ハ簡單ニシタシ」

〔注記23〕

〔加筆・朱書〕
「商相 度量衡調査会削除」

〔注記24〕

〔加筆・朱書〕
「内相 各大学ノ項記述ヲ統一アルモノニシタシ」

〔注記25〕

〔加筆・朱書〕
「内相 下命ヲ削リタシ」

〔注記26〕

〔加筆・朱書〕
「農相 副島ヲ冒頭ニ出シタクナイ」

〔注記27〕

〔加筆・朱書〕
「法相 朱書ノ通り訂正シタシ」

〔注記28〕

「一七」(簿冊内件名番号)

〔注記29〕

〔加筆・朱書〕
「昭和十年十月二日午前九時半横溝総務課長ヨリ陸軍省軍事課長、海軍省軍務局第一課長ニ内示、閣議ニ提出、修正ノ上閣議諒承、新聞ニ発表ス。」

〔注記30〕

〔加筆・朱書〕
「閣議ニテ修正」

〔注記31〕

〔加筆・朱書〕
〔内相ノ注意アリシトテ閣議前ニ修正〕

〔注記32〕

〔加筆・朱書〕
〔閣議ニテ修正〕

〔注記33〕

〔加筆・朱書〕
〔閣議ニテ修正〕

〔下札〕

〔特殊資料ノ第二類 憲法関係ノ六、国体明徴に関する各庁の施設〕

〔国体明徴に関する各庁の施設 特殊資料〕
〔第二類 憲法関係〕 2A, 40, ⑧118